議第４４号
令和４年６月２３日提出

熊本市立幼稚園まなび創造プログラム（案）について

熊本市立幼稚園まなび創造プログラムについて別紙のとおり策定したいので議決を求める。

熊本市教育長　遠藤　洋路

（提出理由）

市立幼稚園が、幼児教育の拠点としての役割を担い、より質の高い幼児教育を提供していくための基本的な指針として熊本市立幼稚園まなび創造プログラムを策定するため、熊本市教育委員会教育長事務委任等規則（昭和２７年教育委員会規則第６号）第１条第１号の規定に基づき、議決を求めるものである。

これが、この議案を提出する理由である。

熊本市立幼稚園まなび創造プログラム（案）【概要版】

第１章　プログラム策定の趣旨

01　策定の趣旨

幼児期は、生涯にわたる人間形成の基礎を培う極めて重要な時期です。熊本市立幼稚園が、幼児教育の拠点としての役割を担い、本市の未来を担う全ての子どもたちが健やかに育つことができる環境を整備し、より質の高い幼児教育を提供していくために本プログラムを策定します

02　プログラムの期間

令和４年度（2022年度）から令和８年度（2026年度）までの５年間です

03　プログラムの対象

本計画における幼児教育は、３歳から５歳までの熊本市立幼稚園で行う教育を基本とし、本市の幼児教育施設や家庭、地域社会等と連携して行われる教育のことをいいます

04　プログラムの位置づけ

「熊本市教育振興基本計画［熊本市教育大綱］」のうち、幼児教育及び市立幼稚園の役割を具体的に示すものです

第２章　市立幼稚園の現状と課題

01　熊本市の現状

・本市における幼児人口は減少傾向であり、今後の少子化の進行が予想される状況
・比較的長時間の保育・教育を行う保育所や認定こども園を選択する保護者が増加
・特別な配慮を必要とする幼児の増加

02　市立幼稚園の現状と課題

・園児数は減少傾向
・特別な配慮を必要とする園児及び特別支援教育ニーズの増加
・施設の老朽化

第３章　基本方針

01　市立幼稚園に求められる役割

公立の教育機関として、自ら質の高い幼児教育を実践するとともに、幼稚園と小学校の設置者が同じという特性を生かして幼小連携の取組の中心的役割を担い、民間では対応が難しい特別な配慮を必要とする幼児への支援の充実を図り、本市の幼児教育の質の向上に寄与する。

02　基本目標

遊びを通して創造的な思考や主体的に行動する力を育む教育の推進

03　めざす子どもの姿

〇安心して自分を発揮する子ども
〇みんなと楽しみながら関わり、好奇心をもつ子ども
〇思いをふくらませ、夢中になって遊ぶ子ども

04　成果指標

指標	現状値 令和３年度	目標値 令和８年度
幼稚園は、一人一人の子どもを大切にした指導や対応ができていると思うと回答した保護者の割合	【参考】R2年度 98.4%（※1）	100.0%
お子さんは、自分の思いを表現し、意欲的に活動していると思うと回答した保護者の割合	【参考】R2年度 95.5%（※2）	100.0%

※1　内訳：そう思う79.4%、どちらかといえばそう思う19.0%
※2　内訳：そう思う66.0%、どちらかといえばそう思う29.5%

第４章　プログラム推進に向けた施策

熊本市立幼稚園まなび創造プログラム（令和４～８年度）

基本理念	豊かな人生とよりよい社会を創造するために、自ら考え主体的に行動できる人を育む
基本目標	遊びを通して創造的な思考や主体的に行動する力を育む教育の推進
めざす子どもの姿	安心して自分を発揮する子ども みんなと楽しみながら関わり、好奇心をもつ子ども 思いをふくらませ、夢中になって遊ぶ子ども

施策		具体的取組		
（1）	魅力ある幼児教育の実践	①	「標準指導計画」の作成	新規
		②	遊びを通しての総合的な指導の充実	拡充
		③	職員体制の充実	拡充
		④	学級定員の見直し	新規
		⑤	担任補助員の配置	新規
		⑥	保育力向上支援員（ステップアップ・サポーター）の派遣	継続
		⑦	職員研修の充実	拡充
（2）	特別支援教育の充実	①	ことばの教室の拡充	拡充
		②	あゆみの教室の拡充	拡充
		③	学級支援員の適正配置	継続
		④	教育・福祉連携コーディネーターの派遣	新規
		⑤	「移行支援シート」「就学支援シート」の活用促進	継続
		⑥	特別支援教育の専門性の向上	継続
		⑦	児童発達支援事業所等との連携	新規
（3）	幼小連携の推進	①	幼小連携カリキュラムの充実と活用促進	拡充
		②	幼小連携支援員の配置	新規
		③	幼小中連携の充実	継続
		④	幼稚園教諭と小学校教諭の人事交流	継続
		⑤	豊かな体験につながる幼稚園施設の一体整備	新規
（4）	家庭教育支援等の充実	①	幼児教育相談の充実	拡充
		②	スクールソーシャルワーカー等の派遣	新規
		③	保護者への子育てや子どもの発達に関する情報提供	拡充
		④	預かり保育・給食の継続実施	継続

熊本市立幼稚園
まなび創造プログラム

（令和４～８年度）

（案）

令和４年（2022 年）６月

熊本市教育委員会

目次

第1章　プログラム策定の趣旨

01 策定の趣旨…… 2
02 プログラムの期間…… 3
03 プログラムの対象…… 3
04 プログラムの位置づけ…… 3

第2章 市立幼稚園の現状と課題

01 熊本市の現状…… 4
02 市立幼稚園の現状と課題…… 6

第3章　基本方針

01 市立幼稚園に求められる役割…… 14
02 基本目標…… 15
03 めざす子どもの姿…… 15
04 施策…… 15
05 成果指標…… 19
06 推進体制…… 19

第4章　プログラム推進に向けた施策

施策1 魅力ある幼児教育の実践

（1）「標準指導計画」の作成…… 20
（2）遊びを通しての総合的な指導の充実 21
（3）職員体制の充実…… 22
（4）学級定員の見直し…… 23
（5）担任補助員の配置…… 24
（6）保育力向上支援員(ｽﾃｯﾌﾟｱｯﾌﾟ･ｻﾎﾟｰﾀｰ)の派遣 25
（7）職員研修の充実…… 26

施策2 特別支援教育の充実

（1）ことばの教室の拡充…… 27
（2）あゆみの教室の拡充…… 28
（3）学級支援員の適正配置…… 29
（4）教育・福祉連携コーディネーターの派遣 30
（5）「移行支援シート」「就学支援シート」の活用促進 31
（6）特別支援教育の専門性の向上…… 32
（7）児童発達支援事業所等との連携…… 33

施策3 幼小連携の推進

(1) 幼小連携カリキュラムの充実と活用促進… 34
(2) 幼小連携支援員の配置…… 35
(3) 幼小中連携の充実…… 36
(4) 幼稚園教諭と小学校教諭の人事交流…… 37
(5) 豊かな体験につながる幼稚園施設の一体整備 38

施策4 家庭教育支援等の充実

(1) 幼児教育相談の充実…… 39
(2) スクールソーシャルワーカー等の派遣…… 40
(3) 保護者への子育てや子どもの発達に関する情報提供 41
(4) 預かり保育・給食の継続実施…… 42

参考資料

(1) 保護者アンケート概要…… 43
(2) 市立幼稚園における特別支援教育等に関する検討委員会設置要綱・委員名簿・開催状況・諮問 44
(3) 市立幼稚園における特別支援教育等に関する検討委員会報告書【概要】…… 50

第1章　プログラム策定の趣旨

01　策定の趣旨

幼児期は、自然な生活の流れの中で遊びや生活といった直接的・具体的な体験を通して、人と関わる力や思考力、感性や表現する力などを育み、生涯にわたる人格形成の基礎を培う大切な時期です。

本市においては、平成28年（2016年）3月、熊本市立幼稚園基本計画を策定し、私立幼稚園等と連携を図りながら、幼児期の豊かな育ちを保障し、質の高い幼稚園教育を提供すること、また、子どもにとって望ましい教育環境の整備や保護者へのきめ細かな支援を行うことを目指し、特別支援教育の充実、幼稚園教諭等の資質向上、幼・小連携の推進、市立幼稚園2園の民間移譲に取り組んできました。

国においては、平成29年（2017年）に幼稚園教育要領、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領を同時に改訂し、幼児教育において育みたい資質・能力として、「知識及び技能の基礎」「思考力・判断力・表現力等の基礎」「学びに向かう力、人間性等」が示されました。また、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を明確にし、これを小学校の教師と共有し幼児教育と小学校教育の円滑な連携を図ることも示されました。

加えて、平成30年（2018年）6月に策定された国の「第3期教育振興基本計画」においては、「幼児期における教育の質の向上」が示され、令和元年（2019年）10月には、急速な少子化の進行並びに幼児期の教育及び保育の重要性に鑑み、総合的な少子化対策を推進する一貫として、子育てを行う家庭の経済的負担の軽減を図るため、全ての幼児教育・保育の無償化制度が始まりました。

更に、平成28年（2016年）熊本地震をはじめとする災害の発生や、新型コロナウイルス感染症の拡大の経験は、子どもたちの居場所や学ぶ環境を確保することの重要性を再認識する機会になりました。

教育委員会では、こうした国の施策の目指す方向や本市の現状及び課題を踏まえ、令和3年度（2021年度）に「市立幼稚園における特別支援教育等に関する検討委員会」を設置し、計5回の議論を重ね、市立幼稚園における特別支援教育の充実及び今後の役割等についての提言を受けました。

また、令和4年（2022年）6月には、「こども家庭庁設置法」及び「こども基本法」が国会で可決・成立しました。「こども家庭庁設置法」では、子ども政策の総合調整・司令塔機能を担うこども家庭庁を設置すること、「こども基本法」では、日本国憲法及び児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）の精神にのっとり、子ども施策を総合的に推進することが規定されました。

そこで、国の動向や社会経済情勢を捉えながら、教育委員会と市立幼稚園が、本市の幼児教育施設と連携を図りつつ、幼児教育の拠点としての役割を担い、より質の高い幼児教育を提供していくために、今後5年間の基本的な指針として「熊本市立幼稚園まなび創造プログラム（令和4～8年度）」を策定します。

02 プログラムの期間

令和4年度（2022年度）から令和8年度（2026年度）までの5年間とします。

03 プログラムの対象

本プログラムにおける幼児教育は、3歳から5歳までの熊本市立幼稚園で行う教育を基本とし、本市の幼児教育施設や家庭、地域社会等と連携して行われる教育のことをいいます。

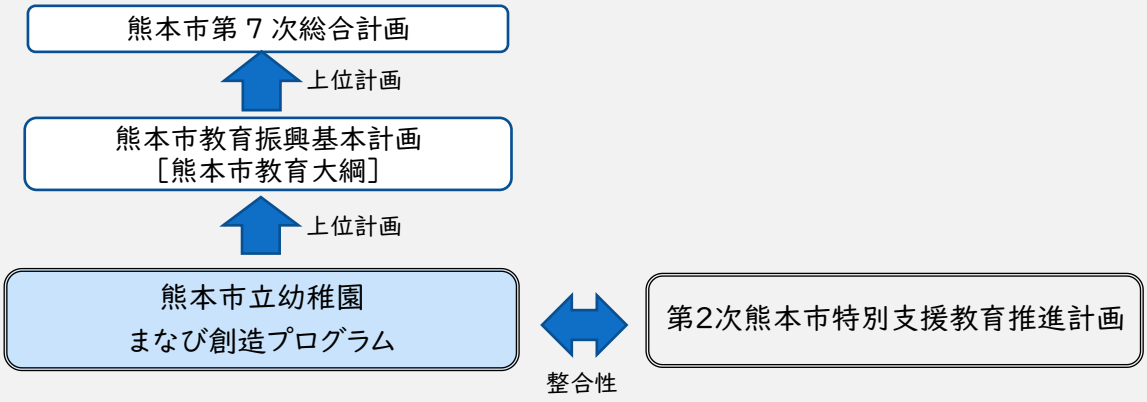
04 プログラムの位置づけ

本市では、「上質な生活都市」の実現をめざして、市民と行政がそれぞれの役割と責任を担い、地域に根ざした課題を解決しながら、新しい魅力と活力に満ちた熊本づくりに取り組むための基本指針として、平成28年（2016年）年3月に「熊本市第 7 次総合計画」を策定しました。

また、令和元年度（2019年度）に、平成28年熊本地震からの復旧復興や SDGs[1] 、Society5.0[2] を見据えた技術革新への対応など近年の社会経済情勢の変化を踏まえ、中間見直しを行いました。

教育委員会では、この熊本市総合計画に基づき、令和2年（2020年）7月に「豊かな人生とよりよい社会を創造するために、自ら考え主体的に行動できる人を育む」を基本理念とした「熊本市教育振興基本計画（令和2~5年度）［熊本市教育大綱］」を策定しました。

本プログラムは、この「熊本市教育振興基本計画」のうち、幼児教育及び市立幼稚園の役割を具体的に示すものです。



[1] SDGs（持続可能な開発目標）「誰一人取り残さない」持続可能でよりよい社会の実現を目指す世界共通の目標。2015 年の国連サミットにおいて全ての加盟国が合意した「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」の中で掲げられた。2030 年を達成年限とし、17 のゴールと 169 のターゲットから構成されている。

[2] Society5.0 サイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会（Society）。狩猟社会（Society 1.0）、農耕社会（Society 2.0）、工業社会（Society 3.0）、情報社会（Society 4.0）に続く、新たな社会を指すもので、第5期科学技術基本計画において我が国が目指すべき未来社会の姿として初めて提唱された。

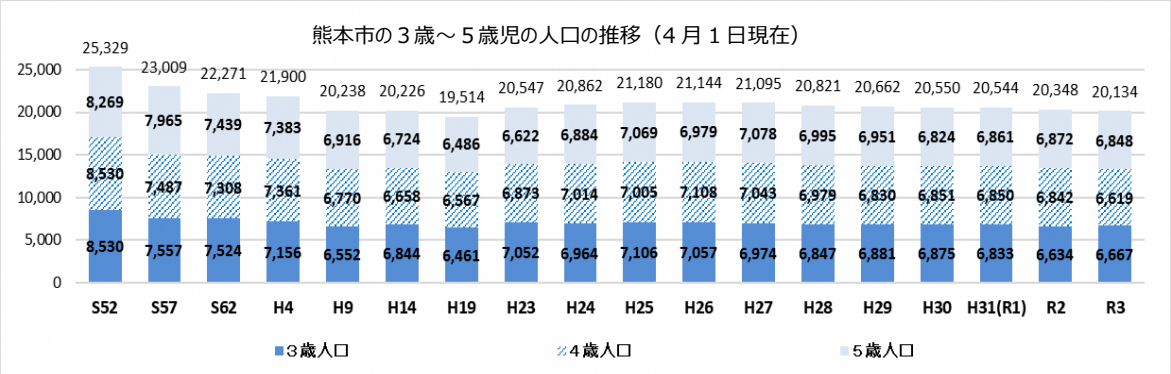
第2章　市立幼稚園の現状と課題

01　熊本市の現状

（1）3～5歳児数の推移

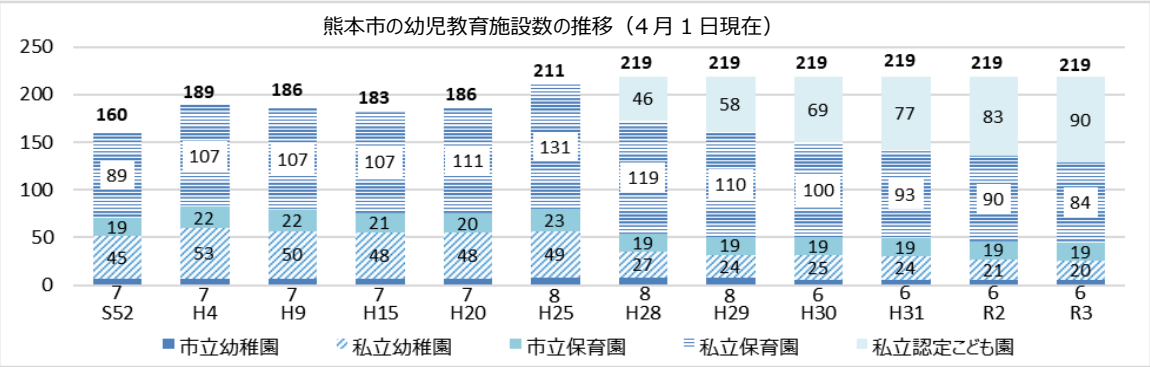
本市の3～5歳児の幼児数は、昭和52年度（1977年度）は25,000人を超えていましたが、平成19年度（2007年度）には20,000人を割り込み、19,514人となりました。

その後、平成20年（2008年）の富合町との合併、平成22年（2010年）年の城南・植木町との合併により一時的に増加したものの、平成25年度（2013年度）の21,180人をピークに減少が続いています。



（2）幼児教育施設[3]数の推移

本市には、市立幼稚園6園のほか、私立幼稚園20園、市立保育所19園、私立保育所84園、認定こども園90園の計219の幼児教育施設があります。私立の幼児教育施設は、独自の教育理念に基づき様々な特色ある教育に取り組むほか、保育ニーズにも対応するため認定こども園への移行が進んでいます。



[3] 幼児教育施設　幼稚園・保育所・認定こども園

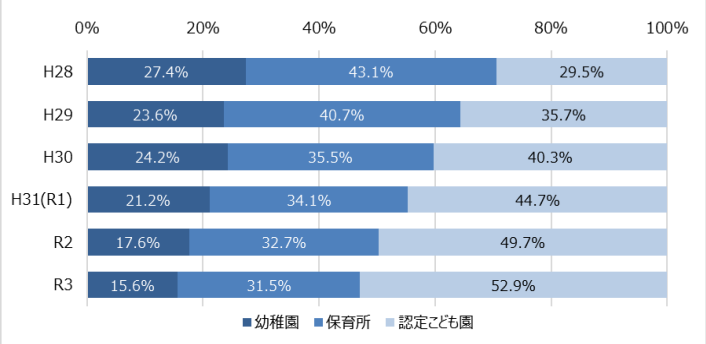
（3） 3～5歳児の施設別利用人数

令和3年度（2021年度）の本市における3～5歳児の施設別利用人数の割合は、幼稚園が15.6%、保育所が31.5%、認定こども園が52.9%となっています。

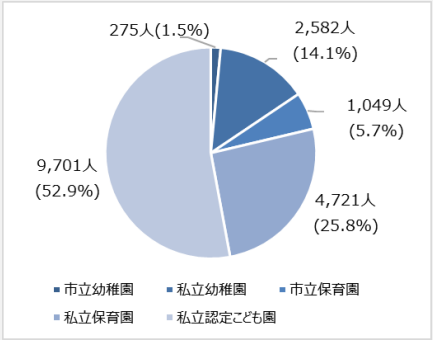
平成 27年度（2015年度）以降、「子ども・子育て支援新制度」により市内幼稚園の認定こども園化が進み、私立幼稚園の園児数が減少する一方で、比較的長時間の教育・保育を行う保育所や認定こども園に通う園児が増加しています。

また、3～5歳児のうち、市立幼稚園を利用している幼児は全体の約 1.5%となっています。

○熊本市の３～５歳児の施設別利用人数の割合



○Ｒ３年度熊本市の３～５歳児の施設別利用人数及び割合



（4） 市立幼稚園の利用者数の見込み量

令和２年（2020年）３月策定の熊本市子ども・子育て支援事業計画（第二期）（熊本市子ども輝き未来プラン2020別冊）によると、3～5歳児のうち、市立幼稚園が受け入れる1号認定の幼児については、本市全体では入所可能数（供給）が申請数（需要）を上回り、今後についても充足が見込まれるとしています。また、本市を8圏域別にみると、市立幼稚園の所在圏域である、中央A、南、北Bについては、全て入所可能数が申請数を上回り、今後についても充足が見込まれています。

○熊本市子ども・子育て支援事業計画（第二期）の「量の見込み」及び「確保の方策」８圏域別教育（１号）

	中央A（校区：壺川、城東、慶徳、一新、五福、向山、本荘、春竹、碩台、黒髪）		南（校区：富合、御幸、田迎、田迎南、日吉、日吉東、力合、城南、川尻、飽田東、飽田南、飽田西、中緑、銭塘、奥古閑、川口、杉上、隈庄、豊田）		北B（校区：城北、麻生田、楠、楡木、龍田、武蔵、弓削）	
圏域内市立幼稚園	一新・向山・碩台幼稚園		川尻・隈庄幼稚園		楠幼稚園	
年度（見込み）	2019年度	2024年度	2019年度	2024年度	2019年度	2024年度
純ニーズ量①	921	857	1,037	965	825	768
確保の状況②	1,557	1,238	1,438	1,189	1,023	864
過不足②－①	636	381	401	224	198	96

※１号：３～５歳　幼児教育のみ　２号：３～５歳　保育の必要性あり　３号：０～２歳　保育の必要性あり

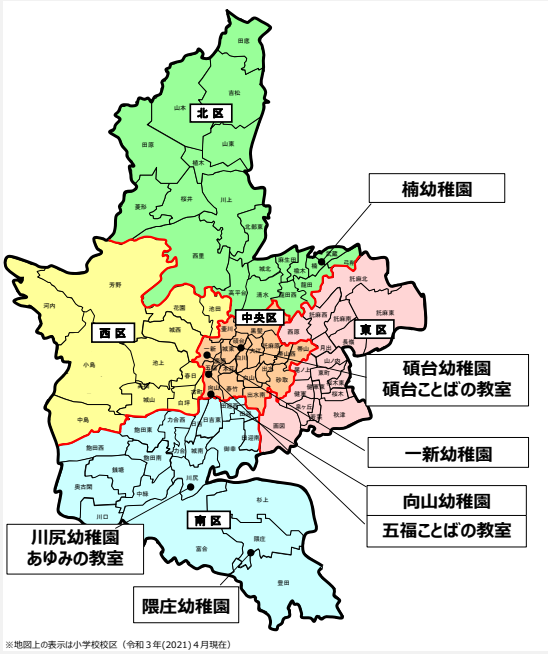
（熊本市子ども・子育て支援事業計画（第二期）（熊本市子ども輝き未来プラン 2020 別冊）令和２年３月策定より）

02 市立幼稚園の現状と課題

(1) 市立幼稚園の歩み

本市では、明治20年(1887年)に初めての市立幼稚園として「熊本幼稚園」を設立しました。翌年の明治21年(1888 年)には、碩台小学校の附属幼稚園として碩台幼稚園を設置し、昭和48年(1973年)には8園まで増加しましたが、昭和 58 年(1983年)に国道の拡張や白川の改修、園児数の減少等の理由から、熊本幼稚園と五福幼稚園を統合し7園体制としました。

その後は、平成21年度(2009年度)末に合併した旧城南町の隈庄幼稚園が加わり8園となりましたが、平成30年(2018年)3月末に古町幼稚園と熊本五福幼稚園を民間移譲したことにより、現在、6園において地域の特色を活かしながら幼稚園教育要領に則した教育を進めています。



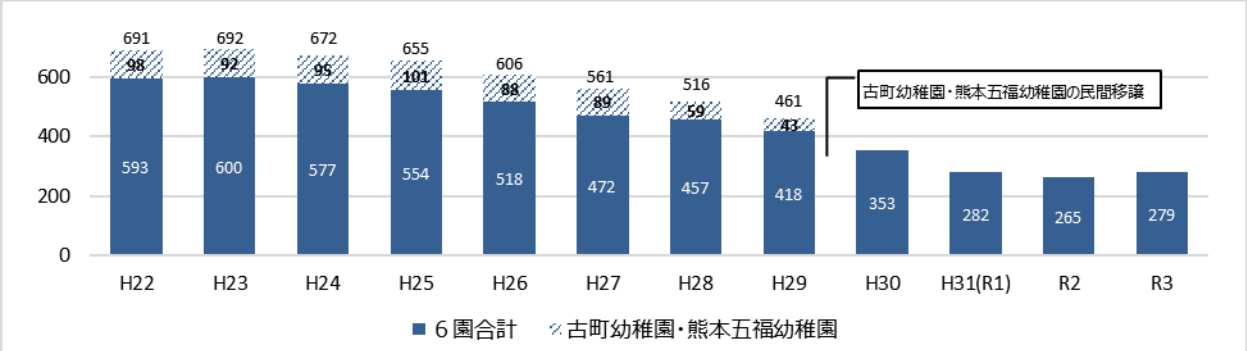
※地図上の表示は小学校校区(令和3年(2021)4月現在)

(2) 市立幼稚園の園児数

市立幼稚園の園児数は、昭和52年度(1977年度)の 1,462 人をピークに年々減少を続け、令和3年度(2021年度)は 279 人となっています(令和3年(2021年)5月1日現在)。

近年は全ての園において定員割れが生じている状況であり、令和3年度(2021年度)の定員充足率は6園全体で 35.5%となっています。

○市立幼稚園の園児数の推移　　(各年 5 月 1 日現在)



○市立幼稚園の園児数・学級数及び定員充足率

［単位：園児数：人 / 学級数：学級］

令和3年（2021年）5月1日現在

	定員	保育室	3歳児		4歳児		5歳児		合計		充足率
			園児数	学級数	園児数	学級数	園児数	学級数	**園児数**	**学級数**	
碩台幼稚園	90	3	12	1	8	1	9	1	**29**	**3**	32.2%
一新幼稚園	176	6	13	1	15	1	20	1	**48**	**3**	27.3%
向山幼稚園	125	4	14	1	11	1	15	1	**40**	**3**	32.0%
川尻幼稚園	90	3	9	1	11	1	16	1	**36**	**3**	40.0%
楠幼稚園	125	4	8	1	11	1	14	1	**33**	**3**	26.4%
隈庄幼稚園	180	6	29	2	36	2	28	1	**93**	**5**	51.7%
合計	786	26	85	7	92	7	102	6	**279**	**20**	35.5%

（3） 職員体制

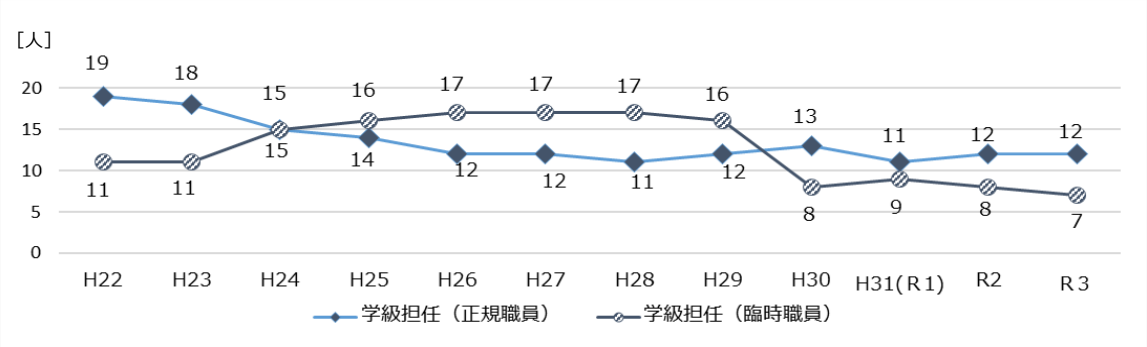
平成11年度（1999年度）以降、15年以上見合わせていた幼稚園教諭の新規採用を、平成28年度（2016年度）から再開するとともに、「特別支援教育推進」のための採用枠を設け、専門性の高い教諭の確保に努めてきました。

しかしながら、令和3年度（2021年度）は、学級数における正規職員の割合は60.0%となっており、正規職員の不足を補うための臨時職員についても継続的に求人を行っていますが、充分な応募者が確保できず、担任の欠員が生じるなど人員確保を行う上での課題があります。

また、職員は50代が最も多く、40代・50代と合わせると全体の約6割となっており、幼児教育の方法や技術の継承も課題となっています。

○市立幼稚園の学級担任における教諭等の推移

（各年４月１日現在）



（4） 特別な配慮を必要とする幼児・児童

近年、市立幼稚園においては、集団生活や発達に特別な配慮を必要とする幼児を受け入れる割合が増加しています。その割合は、6園全体では 12.2%であり、園によっては2割以上となっているほか、日本語を母語としない園児も受け入れています。

一方、小学校においても、特別な配慮を必要とする児童は年々増加傾向にあり、特に、知的障害特別支援学級、自閉症・情緒障害特別支援学級の在籍者が増加しています。令和3年度（2021年度）においては、平成18年度（2006年度）と比較すると、知的障害特別支援学級在籍者は約 4 倍、自閉症・情緒障害特別支援学級在籍者は約5倍となっています。通級による指導を受けている児童も同様の傾向が見られます。

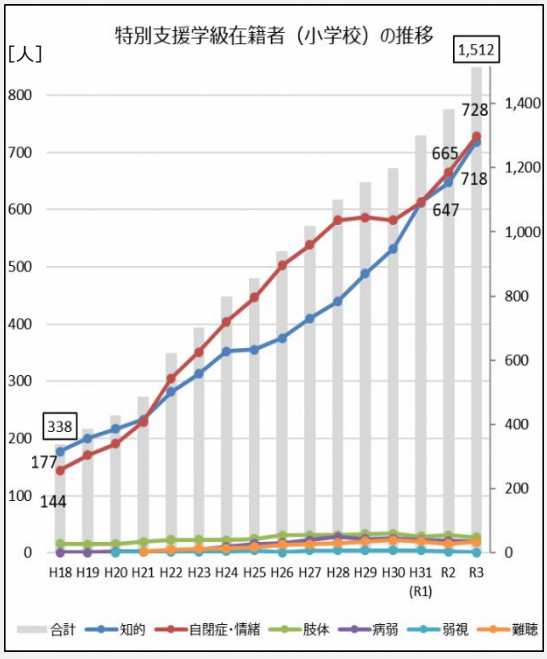
○特別な配慮を必要とする幼児

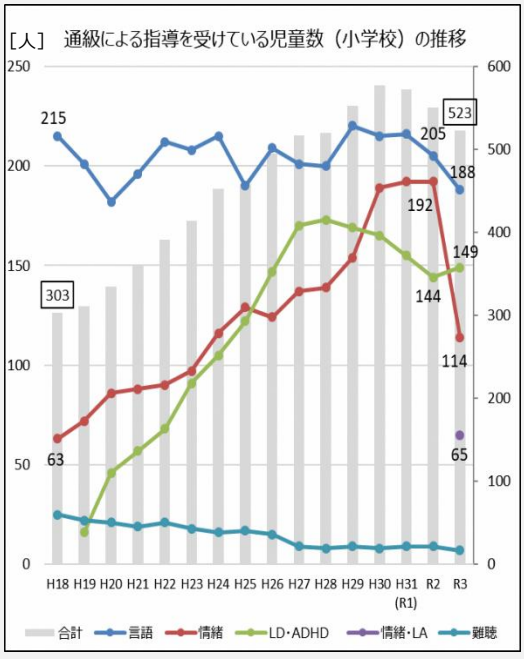
［令和３年（2021 年） ５月１日現在 単位：人］

園 名	定 員	全園児数①	特別な配慮を必要とする幼児Ａ	日本語を母語としない幼児Ｂ	特別な配慮を必要とする幼児・日本語を母語としない幼児を除くＣ＝①-（Ａ＋Ｂ）	特別な配慮を必要とする幼児の割合Ａ/①	特別な配慮を必要とする幼児・日本語を母語としない幼児の割合（A+B)/①
碩台幼稚園	90	29	3	5	21	10.3%	27.6%
一新幼稚園	176	48	1	0	47	2.1%	2.1%
向山幼稚園	125	40	10	0	30	25.0%	25.0%
川尻幼稚園	90	36	7	0	29	19.4%	19.4%
楠幼稚園	125	33	4	0	29	12.1%	12.1%
隈庄幼稚園	180	93	9	0	84	9.7%	9.7%
合 計	786	279	34	5	240	12.2%	14.0%

※ 特別な配慮を必要とする幼児とは、子ども発達支援センターの助言を得ながら、市立幼稚園で作成したチェックシートを活用した見立てにより、個別の支援計画が必要と判断した幼児。

○小学校における特別支援学級在籍児童数及び通級による指導を受けている児童数の推移





※令和３年度（2021 年度）に、「情緒・LA 学級」を新設

（5） ことばの教室

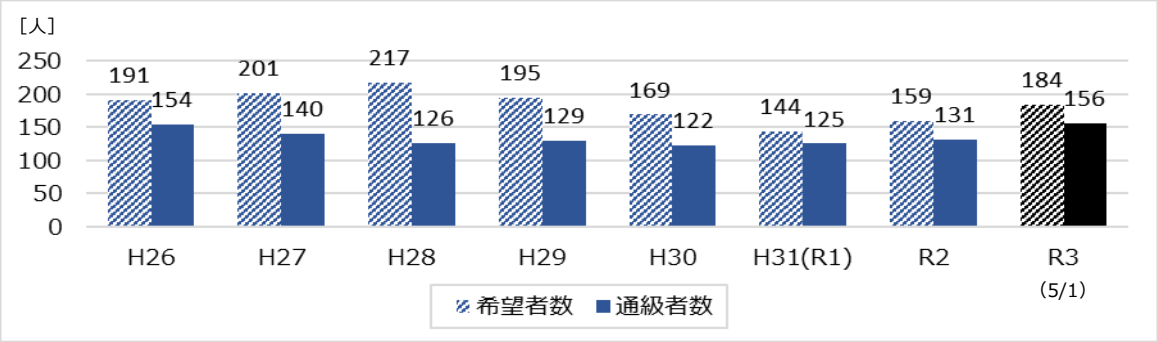
昭和58年（1983年）に熊本五福幼稚園に幼児言語治療学級を開設し、現在は「ことばの教室」として、構音障害や吃音など、ことばの課題の改善を図り、心と体の望ましい成長と発達を促すことを目的に、市内在住の年長児を対象として通級による指導を行っています。

平成26年度（2014年度）からは、碩台幼稚園にも「ことばの教室」を設置・拡充し、両園で計10人の指導者が指導を行っています。

なお、平成30年（2018年）3月に、熊本五福幼稚園を民間移譲しましたが、「ことばの教室」については、引き続き同敷地内において「向山幼稚園五福ことばの教室」として市が直接運営を行っています。

令和3年度（2021 年度）は、184人の希望者に対し、156人の受け入れを行っています。

○「ことばの教室」における通級希望者と通級者の推移



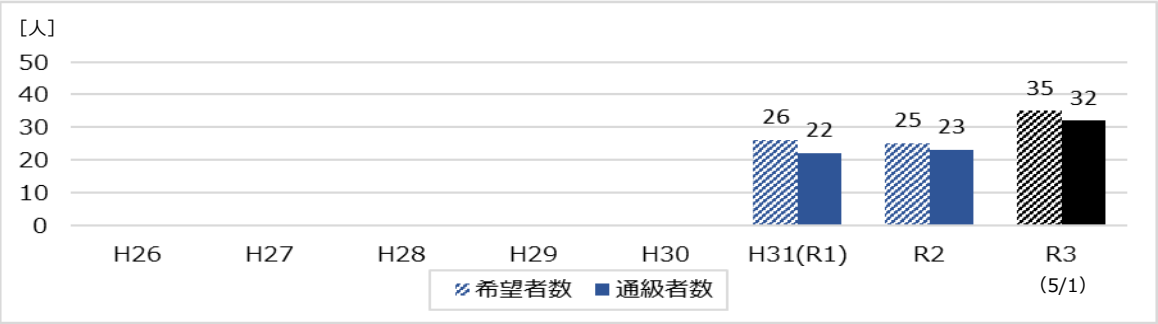
※令和３年（2021 年）の通級者数は５月１日現在の数。その他の年度は年間を通じた通級実績者数。

（6） あゆみの教室

平成31年（2019年）4月、川尻幼稚園に「あゆみの教室」を開設し、小学校への円滑な移行を促すことを目的に、集団での活動や人とのかかわりなどに不安のある市内在住の年長児を対象として通級による指導を行っています。

令和3年度（2021年度）は、35 人の希望者に対し、32 人の受け入れを行っています。

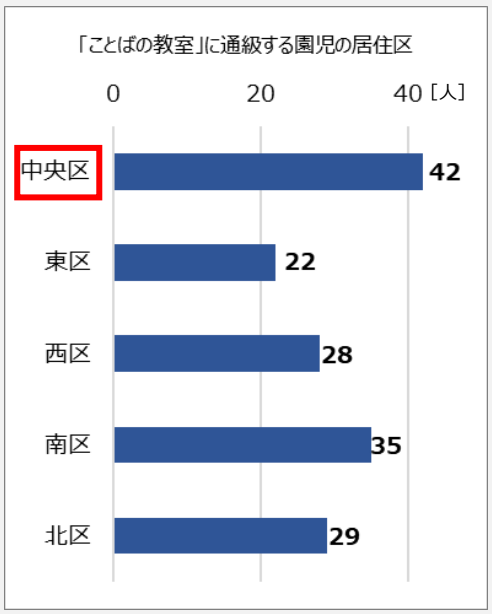
○「あゆみの教室」における通級希望者と通級者の推移

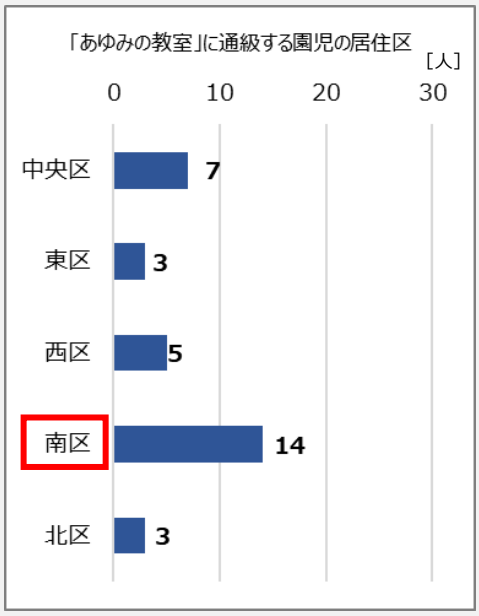


※令和３年（2021 年）の通級者数は５月１日現在の数。その他の年度は年間を通じた通級実績者数。

（7）通級指導教室を利用している幼児の居住区

通級指導教室である「ことばの教室」「あゆみの教室」は、市内全域から利用されており、ともに設置区からの利用が最も多くなっています。





（8）施設の状況

市立幼稚園の園舎は、昭和41年（1966年）～昭和61年（1986年）に建設され、ほとんどが建設後40年～50年程度経過し、今後、大規模改修等の老朽化対策が必要となっています。

○園舎の状況

園名	建設年度	構　造	経過年数	大規模改造
碩台幼稚園	1973年	鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ造	48年	平成25年度
一新幼稚園	1971年 1980年	鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ造	50年 41年	平成13年度
向山幼稚園	1966年 1983年	鉄骨造 鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ造	55年 38年	－
川尻幼稚園	1979年	鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ造	42年	平成10年度
楠幼稚園	1973年 1977年	鉄骨造	48年 44年	－
隈庄幼稚園	1986年	鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ造	35年	－

（9） 熊本市立幼稚園基本計画の総括

計画期間：平成 28 年度（2016年度）～平成 30 年度（2018年度）

○基本方針1 「コア幼稚園」としての機能強化

(1)特別支援教育の推進

【取組】	【成果】
○ことばの教室の充実 ○あゆみの教室の開設 ○学級支援員の適切な配置 ○移行支援シートの活用 ○特別支援教育ブロック研修会への参加促進	平成26年（2014年）4月、碩台幼稚園にことばに関する課題の改善を図ることを目的とした通級指導教室「ことばの教室」を開設し、それまでの熊本五福幼稚園での指導者7人から3人増員し、10人体制とした。令和3年（2021年）５月現在、定員を上回る156人を受け入れている。 平成31年(2019年)、川尻幼稚園に、集団での活動や人とのかかわりなどに不安のある幼児の小学校への円滑な移行を促すことを目的とした通級指導教室「あゆみの教室」を開設し指導者3人体制とした。令和3年（2021年）5月現在、32人を受け入れている。 通級による支援の拡充が子どもたちのスムーズな就学につながっている。

【課題】

「ことばの教室」については、通級を希望する全ての幼児を受け入れることができるよう、通級指導教室を拡充する必要がある。また、「ことばの教室」は中央区のみ、「あゆみの教室」は南区のみの設置であり市全体として地理的に偏っている状況である。

(2)幼稚園教諭等の資質向上

【取組】	【成果】
○私立幼稚園等の合同研修会の実施 ○園内研修の充実 ○経年者研修の充実	公立幼・小、私立幼、国立幼教諭等を対象に、幼児教育専門研修「幼小合同研修」を開催した。 また、幼小合同研修の実施により幼児教育施設間又は幼児教育施設と小学校との相互理解の場を提供し幼稚園教諭等の資質向上に寄与した。

【課題】

今後は、園内研修や経験者研修の内容を充実するとともに、公開保育等を通して地域の幼児教育施設の研修機会の充実を図る必要がある。

(3)幼･小接続の取り組みの推進

【取組】	【成果】
○幼・小接続モデル園の指定 ○幼稚園教員と小学校教員等との連携の推進	平成29年度（2017年度）、熊本市版「幼小接続カリキュラム」を作成し、本市内の小学校・幼稚園に配布するとともに、本市のホームページに掲載し活用を促

○園児・児童との異年齢交流授業の充実	した。 熊本市版の「幼小接続カリキュラム」の作成及び活用を促進することにより、いわゆる小１プロブレム等への課題解決に寄与した。
【課題】 今後は、平成29年（2017年）3月に改訂された幼稚園教育要領を踏まえた内容に見直し、更に活用を促していく必要がある。	
(4)その他の取組	
【取組】 ○預かり保育・給食の継続実施	【成果】 隈庄幼稚園において、旧城南町時代から実施してきた「預かり保育」及び「給食」を継続実施した。
【課題】 隈庄幼稚園以外の園においても、保護者ニーズの高い「預かり保育」及び「給食」等のあり方について、教育上の課題や民間への影響等を含め、関係者の意見を丁寧に聞きながら慎重に検討していく必要がある。	

○基本方針2　市立幼稚園の教育環境の整備	
【取組】 ○市立幼稚園の閉園と民間移譲 （※詳細は別記） ○職員体制の充実 ○幼稚園施設の整備	【成果】 平成 30 年（2018 年）3 月、教育上望ましい集団規模の確保が難しい古町幼稚園及び熊本五福幼稚園の 2 園を民間移譲した。※詳細は別記 また、２園の民間移譲の実施により、「コア幼稚園」的機能強化として付加する「あゆみの教室」に必要となる人員を振り替えた。 平成 31 年（2019 年）4 月、民間移譲により確保した人員を川尻幼稚園に開設した「あゆみの教室」に配置し、通級指導による支援の拡充を行った。 また、平成 11 年（1999 年）以降、15 年以上見合わせていた幼稚園教諭の採用を平成 28 年度（2016 年度）から再開し、令和 2 年度（2020 年度）までの間で新規職員 11 人、特別支援教育推進枠 3 人の採用を行うなど職員体制の充実にも努めた。
【課題】 職員体制の充実には努めたが、担任に欠員が生じた。 例年３～４月は、通級する幼児が入学する小学校へ訪問し、移行支援を行うこととしていたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響から実施できなかったため、今後のあり方を検討する必要がある。	

※別記　民間移譲について

平成30年（2018年）3月、古町幼稚園及び熊本五福幼稚園の2園をそれぞれ学校法人グリーンコープ及び学校法人熊本YMCA学園に民間移譲し、古町幼稚園は名称をそのまま引き継ぎ古町幼稚園として、熊本五福幼稚園はYMCA熊本五福幼稚園として新たにスタートした。

2園の民間移譲の検討にあたっては、保護者や地域住民から保育・教育内容の継続性や地域との関わりに対する懸念があったが、引受前の教育方針や行事を尊重することや幼稚園教育要領等を踏まえた教育を基本とすることなど、地域や保護者説明会を複数回実施した。また、引受法人との6カ月間（古町幼稚園は5カ月間）の合同保育を実施することで在園児の教育環境に大きな変化が生じることのないよう配慮し、保護者等の不安や懸念に丁寧に対応してきた。

その結果として、民間移譲後も、できる限り引受前の教育方針を尊重し、保護者同士の交流や地域住民との連携・協力関係が継続されていることなどに加え、長期休業中の保育や長時間保育、給食や送迎等のサービスが提供されていることなどが園児数の増加につながったものと考えられる。

更に、民間移譲を行ったことにより、本市の施設運営費・人件費等の削減、確保した財源による「あゆみの教室」の開設、幼稚園教諭の集約による効率的な職員配置、学級担任における正規職員の配置の増加（学級担任における正規職員の配置の割合：平成29年度（2017年度）42.9%、令和3年度（2021年度）63.2%）、公立幼稚園・小学校、私立幼稚園、国立幼稚園教諭等を対象とした研修の企画実施など幼稚園教諭の資質向上が図られたという効果もあった。

一方、民間移譲後の事業者ヒアリングでは、長時間保育の影響により、全職員を対象とした研修や保護者の情報交換のための時間確保、園児数や特別な配慮を必要とする幼児の増加に対応する幼稚園教諭の確保等が課題として出されている。

古町幼稚園及び熊本五福幼稚園の2園の民間移譲を終え、存続する市立幼稚園6園については、特別な配慮を必要とする幼児の増加に対し、受け皿としての役割を強化しながら、市内幼児教育施設と連携した本市全体の幼児教育の向上に更に寄与してくことが必要である。

■古町幼稚園　　各年5月1日現在（単位：人）

年　度	年　度	定員	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計	充足率	預かり	給食	送迎
（熊本市）古町幼稚園	平成29年度(2017年度)	160				5	7	10	22	13.8%	－	－	－
(学校法人グリーンコープ) 古町幼稚園	平成30年度(2018年度)	45	＼	＼	＼	5	9	6	20	44.4%	○	○	－
	令和元年度(2019年度)	97	1	12	10	16	15	13	67	69.1%	○	○	－
	令和２年度(2020年度)	97	2	11	12	18	17	16	76	78.4%	○	○	－
	令和3年度(2021年度)	**97**	**3**	**6**	**11**	**18**	**20**	**16**	**74**	**76.3%**	**○**	**○**	**－**

※平成31年(2019年)4月から認定こども園へ

■熊本五福幼稚園　　各年5月1日現在（単位：人）

年　度	年　度	定員	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計	充足率	預かり	給食	送迎
（熊本市）熊本五福幼稚園	平成29年度(2017年度)	125				2	10	9	21	16.8%	－	－	－
(学校法人熊本ＹＭＣＡ学園) ＹＭＣＡ熊本五福幼稚園	平成30年度(2018年度)	60	＼	＼	＼	12	6	11	29	48.3%	○	週3	○
	令和元年度(2019年度)	75	＼	＼	＼	23	16	6	45	60.0%	○	週3	○
	令和２年度(2020年度)	75	＼	＼	＼	24	22	18	64	85.3%	○	週3	○
	令和3年度(2021年度)	**75**	＼	＼	＼	**21**	**21**	**20**	**62**	**82.7%**	**○**	**週3**	**○**

※10/1時点園児数71名（満3歳児入園）充足率94.7%

第3章　基本方針

01　市立幼稚園に求められる役割

市立幼稚園においては、これまで、幼稚園教育要領に基づく標準的な教育を提供するとともに、今日的な課題に対する実践的研究に取り組み、成果の発信・普及に努めてきました。

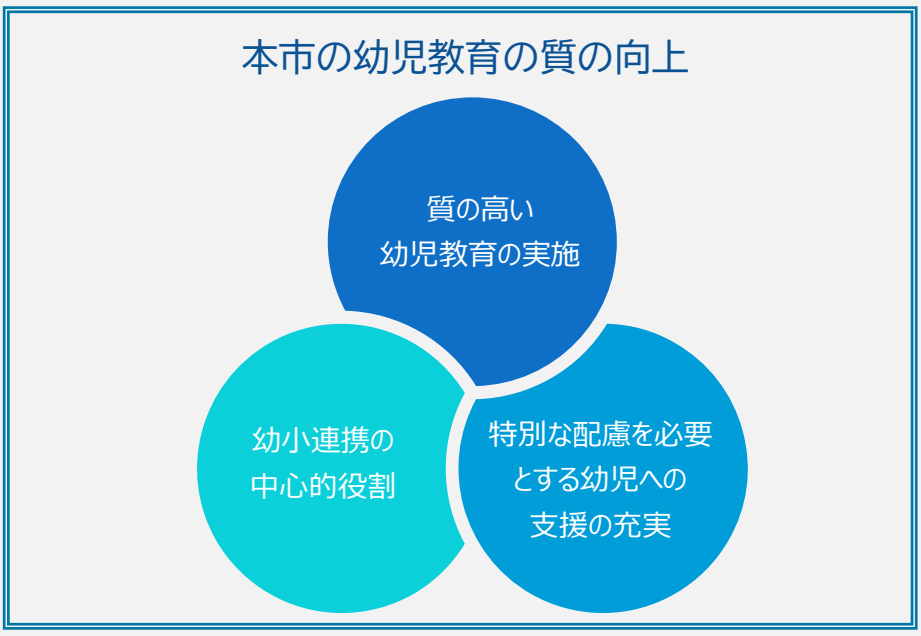
一方、私立幼稚園や認定こども園においては、それぞれの教育理念に基づく特色ある教育を実践し、たゆまぬ経営努力により市民の多様なニーズに応じた教育機会を提供してきました。

そのような中、平成27年度（2015年度）から、子ども・子育て支援新制度が実施されたことに伴い、幼稚園や認定こども園、保育所、公立・私立を問わず、多様な主体が就学前の教育・保育の担い手として互いに連携しながら、それぞれが担うべき役割を整理し、それぞれの特色を生かした教育・保育を実践することで、本市全体として多様化する保育ニーズにきめ細かに対応できる体制を構築していくことが一層求められています。

そこで、「公立の教育機関である市立幼稚園に求められる役割」を次のとおり整理し、本市全体の幼児教育のより一層の質の向上に取り組みます。

市立幼稚園に求められる役割

公立の教育機関として、自ら質の高い幼児教育を実践するとともに、幼稚園と小学校の設置者が同じという特性を生かして幼小連携の取組の中心的役割を担い、民間では対応が難しい特別な配慮を必要とする幼児への支援の充実を図り、本市の幼児教育の質の向上に寄与する。



02 基本目標

「熊本市教育振興基本計画（令和2～5年度）［熊本市教育大綱］」の基本理念「豊かな人生とよりよい社会を創造するために、自ら考え主体的に行動できる人を育む」の実現に向け、健康な心と体、好奇心や探究心、豊かな感性等の育成につながるよう、幼児の自発的な活動としての遊びを通しての総合的な指導を行うとともに、多様な人々と協働しながら生涯にわたる人格形成の基礎を育む幼児教育の振興を図っていきます。

本プログラムにおいては、本市の幼児教育を取り巻く環境を踏まえつつ、新しい時代に即した、より質の高い幼児教育を推進するため、本市における幼児教育の基本目標及び本市がめざす子どもの姿を次のとおり掲げます。

基本目標　遊びを通して創造的な思考や主体的に行動する力を育む教育の推進

03 めざす子どもの姿

〇安心して自分を発揮する子ども
〇みんなと楽しみながら関わり、好奇心をもつ子ども
〇思いをふくらませ、夢中になって遊ぶ子ども

04 施策

本プログラムの基本目標を実現するため、以下の4つの施策を推進します。

- 施策１　魅力ある幼児教育の実践
- 施策２　特別支援教育の充実
- 施策３　幼小連携の推進
- 施策４　家庭教育支援等の充実

＜施策1＞魅力ある幼児教育の実践

本市の幼児教育の質的向上に寄与するため、市立幼稚園において、幼稚園教育要領に基づく教育を提供するとともに、園教育の更なる魅力化に向けた実践的研究及び成果の発信等に取り組みます。

幼児が主体的に環境と関わり、十分な活動を通して充実感や満足感を味わうことができることを大切にし、幼児教育を行っていく上での適切な集団規模を確保しつつ、幼児の発達段階や興味・関心に応じた環境の構成や遊びを通しての総合的な指導を行います。

また、幼児一人ひとりに応じた支援が充実するよう、職員体制や学級定員の見直し、担任補助員の配置、教職員研修の充実等を行います。特に、教職員の指導力の更なる向上に向けて、保育力向上支援員（ステップアップ・サポーター）の活用や教職員のニーズを踏まえた研修機会の確保等に取り組みます。

更に、本市の幼児教育を支える人材育成に資するため、教育委員会において、市内の幼児教育施設と連携しながら幼稚園教育要領に基づく「標準指導計画」を作成し、関係施設間の連携強化を図ります。

＜施策2＞特別支援教育の充実

市立幼稚園は、公立の教育機関として、幼児一人ひとりを大切にする特別支援教育の一層の充実に取り組みます。

そのため、市立幼稚園としての特徴を生かした取組である「ことばの教室」「あゆみの教室」（通級指導教室）については、幼児が身近な場所で支援が受けられるように、市立幼稚園に通級指導教室を設置拡充するとともに、特別支援教育に関する高い専門性をもつ人材を育成し、早期から一貫した支援の仕組みづくりを行います。

また、教育委員会においては、教育と福祉の連携強化のために、教育福祉連携コーディネーターの配置や児童発達支援事業所との連携体制の整備、移行支援シートの活用促進等に取り組み、家庭、幼稚園及び関係機関等が、幼児を中心にそれぞれの機関で行ってきた支援内容等について情報を共有しながら、教育・福祉の分野を超えて、切れ目のない支援が引き継がれるよう取り組みます。

更に、個別の対応が望ましい比較的重度の障がいのある幼児や医療的ケアを必要とする幼児への対応については、幼児の生活とまなびの機会の保障と園における安全安心な支援体制づくりに向け、今後市として必要な環境整備や人材育成を図っていきながら継続して検討を行っていきます。

＜施策3＞幼小連携の推進

市立幼稚園では、「市立」の強みを生かし、本市の幼小連携の更なる充実に取り組みます。

幼児教育施設と小学校が、それぞれの段階における役割と責任を果たしながら、幼稚園教育要領等に示されている「育みたい資質・能力」と「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を共有し、幼児期に育まれてきた子どもの姿を踏まえて小学校教育をスタートできるよう、幼小連携支援員の配置、幼稚園教諭と小学校教諭の人事交流等の取組を行います。

そのため、市立幼稚園と市立小学校においては、設置者が同じであるという強みを生かして、幼小の滑らかな接続を見通した教育課程の編成や、幼小連携カリキュラムの活用促進等に取り組むとともに、取組の成果を共有するために小学校の授業公開や保育参観、教諭等の情報交換の機会を充実していきます。

更に、教育委員会においては、教育活動の変化に柔軟に対応し、子どもたちの豊かな体験につながる教育環境を実現するために、幼稚園と小学校施設の一体整備やこれからの幼稚園施設のあり方など、様々な検討を行います。

＜施策4＞家庭教育支援等の充実

市立幼稚園では、家庭教育の充実に向けて、就園・就学や子どもの発達に関する情報提供や、幼児教育相談の充実、専門スタッフによる家庭教育支援等に取り組みます。

そのため、小学校勤務経験のある教員を市立幼稚園に配置し、就園・就学のための情報提供を行うとともに、スクールカウンセラー（SC）やスクールソーシャルワーカー（SSW）も活用しながら、子どもや保護者に寄り添う支援を行います。

更に、保護者ニーズの高まっている「預かり保育の延長」及び「給食」の実施について、教育上の課題や民間への影響等を含め、民間の意見を丁寧に聞きながら慎重に検討を行います。

施策一覧

熊本市立幼稚園まなび創造プログラム（令和4～8年度）

基本理念

・豊かな人生とよりよい社会を創造するために、自ら考え主体的に行動できる人を育む

基本目標

・遊びを通して創造的な思考や主体的に行動する力を育む教育の推進

めざす子どもの姿

・安心して自分を発揮する子ども
・みんなと楽しみながら関わり、好奇心をもつ子ども
・思いをふくらませ、夢中になって遊ぶ子ども

基本方針・施策

施策1　魅力ある幼児教育の実践

	具体的取組		対象	R4年度担当課
(1)	「標準指導計画」の作成	新規	◎	指導課
(2)	遊びを通しての総合的な指導の充実	拡充	○	指導課
(3)	職員体制の充実	拡充	○	教育センター・指導課
(4)	学級定員の見直し	新規	○	指導課
(5)	担任補助員の配置	新規	○	指導課
(6)	保育力向上支援員（ステップアップ・サポーター）の派遣	継続	○	教育センター
(7)	職員研修の充実	拡充	◎	教育センター・指導課

施策2　特別支援教育の充実

(1)	ことばの教室の拡充	拡充	◎	総合支援課・学校改革推進課・学校施設課
(2)	あゆみの教室の拡充	拡充	◎	総合支援課・学校改革推進課・学校施設課
(3)	学級支援員の適正配置	継続	○	総合支援課
(4)	教育・福祉連携コーディネーターの派遣	新規	◎	総合支援課・指導課
(5)	「移行支援シート」「就学支援シート」の活用促進	継続	◎	総合支援課
(6)	特別支援教育の専門性の向上	継続	◎	総合支援課・教育センター・教職員課
(7)	児童発達支援事業所等との連携	新規	◎	総合支援課・指導課

施策3　幼小連携の推進

(1)	幼小連携カリキュラムの充実と活用促進	拡充	◎	指導課
(2)	幼小連携支援員の配置	新規	◎	指導課
(3)	幼小中連携の充実	継続	◎	指導課
(4)	幼稚園教諭と小学校教諭の人事交流	継続	○	教職員課・指導課
(5)	豊かな体験につながる幼稚園施設の一体整備	新規	○	学校改革推進課・指導課・学校施設課

施策4　家庭教育支援等の充実

(1)	幼児教育相談の充実	拡充	◎	指導課・総合支援課
(2)	スクールソーシャルワーカー等の派遣	新規	○	総合支援課
(3)	保護者への子育てや子どもの発達に関する情報提供	拡充	◎	総合支援課・指導課
(4)	預かり保育・給食等の実施	継続	○	指導課・健康教育課

※対象　◎：他の幼児教育施設等と連携して行う取組　○：市立幼稚園で行う取組

05　成果指標

本プログラムに位置付けられた施策の実施状況について評価し、本市の幼児教育の振興のための施策を更に充実・展開していくため、学校評価アンケート[4]を参考に、以下のとおり成果指標を設定します。

※1　内訳：そう思う 79.4%、どちらかといえばそう思う 19.0%

※2　内訳：そう思う 66.0%、どちらかといえばそう思う 29.5%

指標	現状値 （令和3年度） 2021年度	目標値 （令和8年度） 2026年度
幼稚園は、一人ひとりの子どもを大切にした指導や対応ができていると思うと回答した保護者の割合	【参考】 R2年度　98.4% （※1）	100%
お子さんは、自分の思いを表現し、意欲的に活動していると思うと回答した保護者の割合	【参考】 R2年度　95.5% （※2）	100%

06　推進体制

本プログラムの施策の実施にあたっては、進捗管理シートを作成し、市立幼稚園の主管課である指導課が中心となって、取組の進捗状況や成果等を検証しながら着実に推進していきます。

[4] 学校評価アンケート　子どもたちがより良い教育を享受できるよう、その教育活動等の成果を検証し、学校運営の改善と発展を目指すための取組

第4章　プログラム推進に向けた施策

施策1　魅力ある幼児教育の実践

(1)「標準指導計画[5]」の作成【新規】

幼稚園教育要領に基づいた幼児教育を推進するために、「標準指導計画」を作成します

平成29年（2017年）3月、幼稚園教育要領、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領の改訂が行われ、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」が示されました。

そこで、幼児期に体験すべき教育内容や、創意工夫を活かした教育課程を編成するため、教育・保育に携わる実践者と連携・協働しながら、幼児の心身の発達や地域の実情に即した具体的な指導計画や教材作成等をまとめた熊本市版の「標準指導計画」を作成し、活用を促進します。

加えて、標準指導計画には、平成28年（2016年）の熊本地震の発生や新型コロナウイルス感染症の拡大の経験を踏まえ、非常時における業務継続のための指針となる内容（業務継続計画）[6]も盛り込みます。

更に、幼稚園教育要領に則った幼児教育の実践を発信するための公開保育週間を設けるなど、教育・保育に携わる者の誰もが「標準指導計画」に基づく幼児教育の実践に触れる機会を創出します。

取組内容
①　「標準指導計画」の作成・配布（5歳児） ②　「標準指導計画」の作成・配布（4歳児・3歳児）



[5] 標準指導計画　幼児の発達過程に応じた教育課程の編成や経験して欲しい内容など、それぞれの年齢における各月の「ねらい」を設定し、その「ねらい」に則し経験して欲しい内容を示した具体的な月ごとの指導計画のこと

[6] 業務継続計画（Business Continuity Plan、BCP）　大地震等の自然災害、感染症のまん延、テロ等の事件、大事故、サプライチェーン（供給網）の途絶、突発的な経営環境の変化など不測の事態が発生しても、重要な事業を中断させない、または中断しても可能な限り短い期間で復旧させるための方針、体制、手順等を示した計画（内閣府「事業継続ガイドライン―あらゆる危機的事象を乗り越えるための戦略と対応―平成 25　年8月改定」）

（2）遊びを通しての総合的な指導の充実【拡充】

新しい時代に求められる教育課程を編成するカリキュラムマネジメントの充実に取り組みます

現在、市立幼稚園では、少人数ならではの安心した環境の中で愛情や信頼関係を基盤とした園生活を保障し、幼稚園教育要領に則った教育の実践と創意工夫により、遊びを通して創造的な思考や主体的に行動する力を育む教育を推進しています。

今後は、本市のもつ資源を最大限に有効活用しながら、6園それぞれの特色を活かして意図的・計画的な遊びの環境を構成し、思い切り活動する体験や、同年齢や異年齢の幼児同士による集団での遊び、園庭探検やどろんこ遊びなど、身近な自然や文化、動植物との触れ合いを通した、心が動く直接的な（“本物”にふれる）体験を一層充実していきます。

そのような体験を通して、幼児が夢中になって遊び込み、成功や失敗を繰り返しながら、最後までやりぬく力や協働する力を育むとともに、幼児が集団の中で自己を発揮し、新しい世界に気づき楽しみながら探究し続ける、創造的な思考と主体的に行動できる力を育みます。

更に、全ての市立幼稚園がESD（持続可能な開発のための教育）の領域に関する各園のテーマを設定し、実践研究に取り組むとともにその成果の発信と共有を行っていきます。

加えて、幼稚園生活が幼児にとって安全で安心なものとなるよう、環境の配慮や指導の工夫も行っていきます。

取組内容
①各園のカリキュラムマネジメント[7]の充実 ②心が動く直接的な体験の充実 ③幼児教育の実践的研究と成果の発信



[7] カリキュラムマネジメント　各園において、法令及び幼稚園指導要領に従いつつ、人的又は物的な資源を活用しながら、園児、園、地域の実態等に応じた教育課程を編成・実施し、その取組状況を評価し改善につなげていくことを通して、組織的かつ計画的に自園の教育活動の質の向上を図っていくこと

（3） 職員体制の充実【拡充】

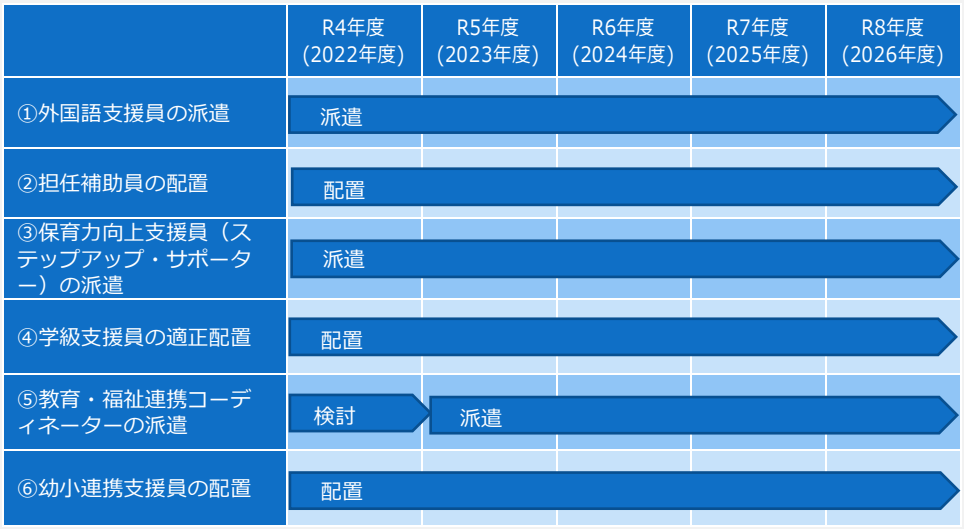
質の高い幼児教育を実践するために、職員体制の充実を図ります

市立幼稚園において、本来正規職員が担う事が望ましいと考えられる学級担任が不足し、臨時職員が担っている現状や、その臨時職員についても人員が不足していることで、幼稚園教育要領に沿った創意工夫による教育の実践や、今日的課題への研究など、公立の教育機関としての役割を十分に果たすことが難しい状態が続いています。

そこで、「公立幼稚園として求められる役割」として示した、自ら質の高い幼児教育を実践するとともに、幼稚園と小学校の設置者が同じという特性を生かして幼小連携の取組の中心的役割を担い、民間では対応が難しい特別な配慮を必要とする幼児への支援の充実を図り、本市全体の幼児教育の質の向上に寄与するために、計画的な採用を継続するとともに、職員体制の充実を図ります。

更に、担任業務を補助する担任補助員や幼小連携を推進する幼小連携支援員の配置、外国語を母語とする幼児を支援する外国語支援員の派遣等、職員体制の充実を図ります。

取組内容
①外国語支援員の派遣 ②担任補助員の配置（P24参照） ③保育力向上支援員（ステップアップ・サポーター）の派遣（P25参照） ④学級支援員の適正配置（P29参照） ⑤教育・福祉連携コーディネーターの派遣（P30参照） ⑥幼小連携支援員の配置（P35参照）



（4） 学級定員の見直し【新規】

4・5歳児の学級定員を20～25人程度に見直し、一人ひとりの実態に即した柔軟な指導を実現します

現在、市立幼稚園においては、3歳児の学級定員を20人（一新幼稚園においては18人）、4・5歳児の学級定員を35人とし、幼稚園教育要領に基づいた教育課程に取り組んでいます。

近年は、1学級に特別な配慮を必要とする幼児が複数人在籍している状況もある中で、一人ひとりの発達の特性に応じた教育を行うために、支援体制の充実が求められています。

そこで、幼稚園教諭が園児一人ひとりと向き合う時間を拡充し、誰一人取り残すことなく、まなびに向かう力を育むために、市立幼稚園における4・5歳児の学級定員を35人から 20～25人程度に見直し、子どもたちの育ちや実態に即したきめ細かで柔軟な指導を実現していきます。

加えて、幼児の主体的な活動は、友達との関わりを通してより充実し、豊かなものとなることから、適切な集団規模の実現に取り組みます。

取組内容
①学級定員の見直し

	R4年度 (2022年度)	R5年度 (2023年度)	R6年度 (2024年度)	R7年度 (2025年度)	R8年度 (2026年度)
①学級定員の見直し	検討	見直し			

（5） 担任補助員の配置【新規】

経験豊富な退職教員を担任補助員として配置し、幼児の発達や興味・関心に応じた指導を行います

市立幼稚園が質の高い幼児教育を実践していくためには、幼児の発達段階に応じた環境の構成や遊びを通しての総合的な指導に取り組む必要があります。

そのため、幼稚園や小学校勤務経験のある退職教員を担任補助員として配置し、活動内容に応じて、複数の教員が役割を分担し、協力し合いながら幼児一人ひとりに寄り添った指導を行います。

これにより担任である幼稚園教諭と小学校勤務経験のある退職教員という複数の視点から幼児の実態を把握し、活動の動機付けや環境の構成を行うなど教員の専門性や特性を生かした創造的な遊びの充実を図ります。

取組内容
①担任補助員の配置

	R4年度 (2022年度)	R5年度 (2023年度)	R6年度 (2024年度)	R7年度 (2025年度)	R8年度 (2026年度)
①担任補助員の配置	配置				

（6） 保育力向上支援員(ステップアップ・サポーター)の派遣【継続】

幼児教育の経験豊富な退職教員を市立幼稚園へ派遣し、日常の課題解決に必要な指導・助言等を行います

市立幼稚園が質の高い幼児教育を実践していくためには、平成29年度（2017年度）に改訂された幼稚園教育要領の趣旨や理念の更なる理解と、小中学校学習指導要領までの全体を見通した教育のあり方を検討し、幼児教育と小学校教育の学びをつなぐ取組が必要です。

また、幼稚園教諭という専門職は、養成機関等で学んだ知識・スキルだけで高度な実践を行えるものではなく、むしろ、常に自らの実践を振り返り、改善点を探しながら専門職として成長するという側面が強くあります。

そこで、幼児教育の経験がある退職教員をステップアップ・サポーターとして派遣し、市立幼稚園への訪問等を通じて、日常の課題解決に必要な指導・助言を行うとともに、専門的な知識技能の共有により、幼小中全体を見通した幼児教育の推進と資質能力の向上を図ります。

取組内容
① 保育力向上支援員（ステップアップ・サポーター）の派遣

	R4年度（2022年度）	R5年度（2023年度）	R6年度（2024年度）	R7年度（2025年度）	R8年度（2026年度）
①保育力向上支援員（ステップアップ・サポーター）の派遣	派遣				

（7） 職員研修の充実【拡充】

幼児教育に関する高い専門性と指導力を兼ね備えた人材を育成します

市立幼稚園においては、園内研修や市立幼稚園の全教職員が所属する自主的な研究会「市立幼稚園研究会（市幼研）」を活用して、今日的課題に対する研究課題を設定するとともに、専門の講師を招聘するなど、幼児の理解や指導力向上、教師としての資質・能力の向上などに取り組んでいます。

また、教育センターでは、経年者研修（初任、2年目、3年目、7～10年目の中堅教諭等、15年経験者）と臨時的任用職員を対象とした研修（新規、2年目、3年目）、市立幼稚園及びその他の幼児教育施設等と小学校教諭の希望参加の幼小合同研修等を実施し、最新の教育や専門的知識や技能について学ぶ機会を確保しています。

今後は、園内研修及び経年者研修等の内容の充実を図るとともに、ICTを活用した研修等、教員の負担軽減を図りながら各教科・領域ごとの研修への参加を促進し、教育内容の把握や子どもの実態等の情報交換につなげ、生活科等の小学校教科研究会と連携することで互いの教育方法や技術の共有を図ります。

更に、他の幼児教育施設の職員等とも日常的な交流を図りながら、本市が主催する研修への参加等、共に学ぶことのできる機会の創出に取り組みます。

取組内容
①園内研修の内容の充実 ②市立幼稚園研究会（市幼研）の研修内容の充実 ③幼小合同研修の継続実施 ④臨時的任用4年目以降の職員への研修受講機会の拡大 ⑤小学校教科等研究会との交流



施策2　特別支援教育の充実

（1）ことばの教室の拡充【拡充】

「ことばの教室」を市立幼稚園及び全ての区に順次設置拡充します

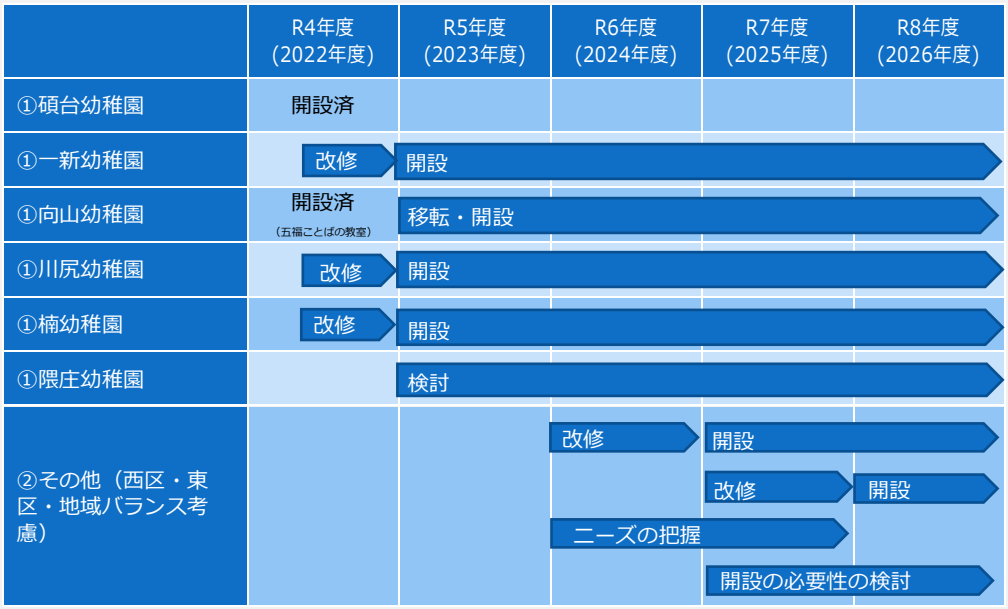
「ことばの教室」では、構音障害や吃音など、ことばの課題の改善を図ることで幼児の心身の望ましい成長と発達を促すことを目的に、本市在住の年長児を対象として通級による指導を行っています。

現状において、「ことばの教室」が身近な場所にないといった理由により、通級の指導を必要としているにも関わらず利用申し込みにつながらないなどの課題もあります。令和2年（2020年）9月に実施した保護者アンケートにおいても、「本市の特別支援教育の充実のために市立幼稚園に求めることは何か」の質問項目において、「通級による指導の拡充（ことばの教室やあゆみの教室の拡充及び園内通級ルーム（仮）の設置）」と回答した人が、就学前の保護者の約47.4%、小学校の保護者の約33.6%で最も多く、高いニーズがあることが分かっています。

このような状況を踏まえ、今後は、通級による指導の対象者で、希望する全ての幼児を受け入れることができるよう、市立幼稚園に「ことばの教室」を順次設置拡充し、身近な場所で支援が受けられる体制を整備します。

また、市立幼稚園のない西区及び東区においては、小学校の空き教室等を活用して設置するなど、地域バランスを勘案しながら、全ての区に「ことばの教室」を順次設置拡充します。

取組内容
①　「ことばの教室」を市立幼稚園に順次設置拡充 ②　市立幼稚園のない西区及び東区も含め、地域バランスを考慮し、小学校の空き教室等を活用して「ことばの教室」を順次設置拡充



（2） あゆみの教室の拡充【拡充】

「あゆみの教室」を市立幼稚園に順次設置拡充します

「あゆみの教室」では、就学前から小学校入学後までの円滑な移行支援を促すことを目的に、集団参加や人とのかかわりなどに不安のある本市在住の年長児を対象として通級による指導を行っています。

特別な配慮を必要とする児童は年々増加傾向にあり、特に小学校においては、令和3年度（2021年度）と平成18年度（2006年度）との比較で、知的障害特別支援学級在籍者は約4倍、自閉症・情緒障害特別支援学級在籍者は約5倍となるなど、特別支援学級の在籍者が著しく増加しています。

このような状況を踏まえ、今後は、通級による指導を希望する全ての幼児を受け入れることができるよう、ニーズを見極めながら「あゆみの教室」を市立幼稚園に順次設置拡充し、身近な場所で支援が受けられる体制を整備します。

また、市立幼稚園のない西区及び東区においても、同様にニーズを見極めながら、必要に応じて小学校の空き教室等を活用した設置等を検討していきます。

取組内容
① 「あゆみの教室」を市立幼稚園に順次設置拡充 ②市立幼稚園のない西区及び東区においては、「あゆみの教室」のニーズを見極めながら小学校の空き教室等を活用した設置を検討



（3） 学級支援員の適正配置【継続】

特別な配慮を必要とする幼児への支援を目的とした学級支援員の適正配置に努めます

市立幼稚園においては、平成22年度（2010年度）から、教育活動において特別な配慮を必要とする幼児に寄り添い一人ひとりの特性に応じた教育を行うことを目的に、市立幼稚園に学級支援員を配置しています。

近年は、1学級に特別な配慮を必要とする幼児が複数人在籍している状況もある中で、職員体制の更なる充実が求められています。

このような状況を踏まえ、幼児の安全確保を図るために、必要な環境整備を行うとともに、学級支援員等の適正な配置を推進します。

また、医療的ケアを必要とする幼児を受け入れる際には、看護師資格を有する学級支援員等の配置を行います。

取組内容
①学級支援員の適正配置

	R4年度（2022年度）	R5年度（2023年度）	R6年度（2024年度）	R7年度（2025年度）	R8年度（2026年度）
①学級支援員の適正配置	配置				

（4） 教育・福祉連携コーディネーター[8]の派遣【新規】

特別支援教育に関する高い専門性を有する退職教員を教育と福祉をつなぐ教育・福祉連携コーディネーターとして派遣します

特別な配慮を必要とする幼児への支援については、幼児に関わる様々な関係機関が連携を密にするとともに、情報を共有し、幼児の育ちと学びの連続性を図ることが大切です。

現在、市立幼稚園においては、園で選任した特別支援教育コーディネーターや、専門の研修を受けた発達支援コーディネーター[9]が、園児や保護者への支援や関係機関との連携の中心的な役割を担っていますが、教育と福祉の行政分野を超えた切れ目のない連携が不可欠であり、より一層の連携推進と高い専門性が求められています。

特に、教育と家庭・福祉の連携については、幼稚園と児童発達支援事業所等との相互理解の促進や保護者を含めた情報共有の必要性が指摘されています。

このような状況を踏まえて、特別支援学校経験教諭や特別支援教育に関する高い専門性と指導力を兼ね備えた退職教員等を教育と福祉をつなぐ教育・福祉連携コーディネーターとして派遣し、家庭、幼稚園及び関係機関等が、幼児を中心にそれぞれの機関で行ってきた支援内容等について情報を共有しながら、教育や福祉の分野を超えて、幼児期から児童期まで切れ目なく支援が確実に引き継がれるような取組を行います。

取組内容
①教育・福祉連携コーディネーターの派遣

	R4年度（2022年度）	R5年度（2023年度）	R6年度（2024年度）	R7年度（2025年度）	R8年度（2026年度）
①教育・福祉連携コーディネーターの派遣	検討	派遣			

[8] 教育・福祉連携コーディネーター　特別支援学校経験教諭等や高い専門性を有する教諭等を教育委員会事務局に配置し、教育と福祉の分野を超えた切れ目のない支援に取り組む役割を担う

[9] 発達支援コーディネーター　現在、熊本市が目指すネットワーク型の療育システムを形成していくための連携支援体制の構築を目的として、子ども発達支援センターが推進している取組

（5）「移行支援シート」「就学支援シート」の活用促進【継続】[10]

「移行支援シート」「就学支援シート」の有用性について周知し活用の理解を深めます

早期からの継続した一貫性のある指導・支援を行うためには、特別な配慮を必要とする幼児の基本情報を進学先の小学校へ切れ目なく引き継ぐことが必要です。

そこで本市では、幼児に対する支援方法や生活に必要な配慮等の詳細な情報を幼児教育施設から小学校に伝達するための共通ツールとして「移行支援シート」及び「就学支援シート」を作成し、それらの活用を推進しています。

しかしながら、令和2年度（2020年度）において、幼児教育施設から小学校への移行支援シート等を活用した引継ぎ率[10]は全体の68.4%となっており、十分な引継ぎができているとはいえない状況です。

このような状況を踏まえて、今後、切れ目のない一貫した支援体制を構築するために、保護者の理解を得ながら、幼児教育施設や福祉サービス事業所等との連携を強化するとともに、幼児・児童に直接関わる関係者の誰もが「移行支援シート」「就学支援シート」を活用しやすいよう、引継ぎの方法等について見直しを行います。

取組内容
①就学の円滑な連携のための共通ツールである「移行支援シート」「就学支援シート」を活用した引継ぎ方法等の検討 ②熊本市内の幼児教育施設等での「移行支援シート」「就学支援シート」の積極的活用と普及啓発

	R4年度（2022年度）	R5年度（2023年度）	R6年度（2024年度）	R7年度（2025年度）	R8年度（2026年度）
①「移行支援シート」等を活用した引継ぎ方法の検討	検討・施行				
②「移行支援シート」等の活用と普及啓発	周知・積極的活用の普及啓発				

10 支援を必要とする幼児についての「移行支援シート」「就学支援シート」を活用した引き継ぎ率＝「移行支援シート」「就学支援シート」を活用して引継ぎを行った幼児/「個別の指導計画」「個別の教育支援計画」を作成している幼児数

（6） 特別支援教育の専門性の向上【継続】

特別支援学校教諭免許の取得を促進するとともに、特別支援教育の専門研修を実施し、専門性を高めます

特別な配慮を必要とする幼児の増加に伴い、幼児教育に携わる全ての教諭が、特別な配慮を必要とする幼児への指導に対し一定の知識や技能を持ち合わせていることが望まれています。

そこで、教育委員会においては、幼児期の特別支援教育に関する様々な課題に対応する力を養うために、特別支援学校教諭免許の取得を促進します。

また、本市における特別支援教育の中核となる人材を育成するため、あおば支援学校における巡回相談への同行や、小学校の通級指導教室・特別支援学級の業務を経験できる機会を確保します。

取組内容
①特別支援学校教諭免許の取得促進 ②特別支援教育に関する専門性のある人材の育成

	R4年度（2022年度）	R5年度（2023年度）	R6年度（2024年度）	R7年度（2025年度）	R8年度（2026年度）
①特別支援学校教諭免許の取得促進	免許取得に関する情報提供とサポート内容の検討				
②専門性のある人材の育成、特別支援学校教諭免許や専門知識を保有する人材の確保	制度の研究				

（7） 児童発達支援事業所等との連携【新規】

児童発達支援事業所等との連携のあり方や、幼児教育施設との並行利用に関する研究を行います

令和元年（2019年）10月からスタートした、3歳から5歳までの幼児教育・保育の無償化の時期と併せて、就学前の児童発達支援等の利用者負担も無償化され、児童発達支援事業所と幼児教育施設を並行して利用する幼児も増えています。

特に、児童発達支援事業者等の作成する児童発達支援計画と、幼児教育施設で作成する個別の教育支援計画等の情報を共有し、保護者の了解を得た上で、幼児の発達の状況や障害の特性、それぞれの機関で行ってきた支援内容等について情報を共有しながら相互理解を図り、円滑に支援が引き継がれることが大切です。

このような状況を踏まえて、教育委員会と保健福祉部門等が連携し、児童発達支援事業所と幼児教育施設の並行利用にかかる通園のあり方や連携のあり方について研究を行います。

取り組内容
①児童発達支援事業所、主治医、家庭等と連携しながら、児童発達支援事業所と幼児教育施設の並行利用のあり方を研究し、広く発信 ②児童発達支援事業所や幼児教育施設との連携体制の整備



施策3　幼小連携の推進

（1） 幼小連携カリキュラムの充実と活用促進【拡充】

「アプローチカリキュラム」「スタートカリキュラム」の充実と活用を促進します

本市では、平成29年度（2017年度）に、幼児期から児童期への円滑な就学のため、熊本市版幼小連携カリキュラム（「アプローチカリキュラム[11]」「スタートカリキュラム[12]」）を作成し、熊本市内の幼児教育施設に配布するとともに活用を促してきました。

今後は、幼児教育施設と連携しながら、幼稚園教育要領の改訂に伴うカリキュラムの内容の改定及び充実を図り、カリキュラムの活用を促すとともに、幼小連携の重要性を発信します。

更に、市立幼稚園においては、幼小の滑らかな接続を見通した教育課程を編成し、幼児教育施設における教育課程の編成の参考となるよう、その教育課程に基づいた教育の実践を共有していきます。

取組内容
①幼小連携カリキュラム（「アプローチカリキュラム」「スタートカリキュラム」）の改訂と活用促進及び普及啓発

	R4年度（2022年度）	R5年度（2023年度）	R6年度（2024年度）	R7年度（2025年度）	R8年度（2026年度）
①幼小連携カリキュラムの改訂・活用促進	改訂	活用促進・普及啓発			

[11] アプローチカリキュラム　就学前の幼児が円滑に小学校の生活や学習へ適応できるようにするとともに、幼児期の学びが小学校の生活や学習で生かされてつながるよう工夫されたカリキュラム

[12] スタートカリキュラム　小学校へ入学した子どもが、幼児園・保育所・認定こども園などの遊びや生活を通した学びと育ちを基礎として、主体的に自己を発揮し、新しい学校生活を作り出していくためのカリキュラム

（2） 幼小連携支援員の配置【新規】

経験豊富な退職教員を幼小連携支援員として配置し、幼小連携の推進を図ります

市立幼稚園は、市立幼稚園と小学校の設置者が同じという強みを生かして、本市における幼小連携の取り組みを先導し、市内の幼児教育施設及び小学校へ発信していくことが求められています。

そのため、小学校勤務経験のある退職教員を幼小連携支援員として配置し、幼児期と小学校の教育内容の違いや小学校における学びについて相互理解を深めるための助言や支援を行います。

また、どのような教育内容の連携が効果的なのか、幼小の円滑な連携が子どもの姿にどのような影響を与えるのか等を広く発信することで、本市の幼小連携の取組を推進していきます。

取組内容
①幼小連携支援員の配置

	R4年度 (2022年度)	R5年度 (2023年度)	R6年度 (2024年度)	R7年度 (2025年度)	R8年度 (2026年度)
①幼小連携支援員の配置	配置				

（3） 幼小中連携の充実【継続】

「幼小中連携の日」等のあり方を見直し、更なる充実を図ります

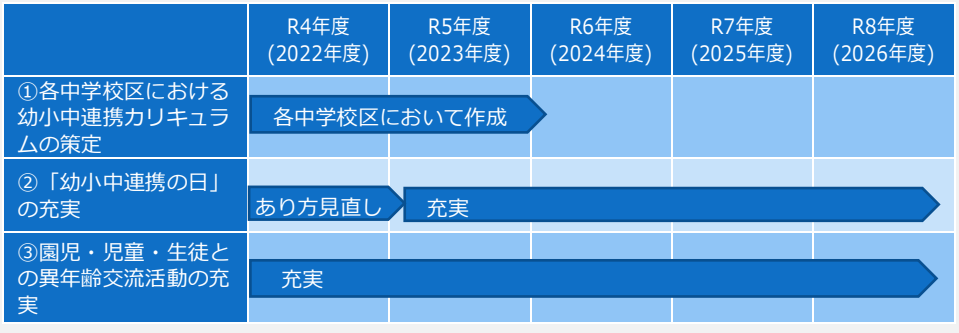
本市では、平成11年度（1999年度）から、同一中学校区の幼児教育施設等と小学校、中学校がそれぞれの教育活動や地域内の子どもたちの実情について理解を深めることを目的に、年に3回「幼小中連携の日[13]」を開催しています。

「幼小中連携の日」では、校区内の幼児教育施設を含めた合同研修会や情報交換会、園及び学校間の保育参観や授業参観等を実施していますが、校区によって幼児教育施設の参加の状況にバラつきがあり、小中学校との交流の機会に差が生じている状況です。

このような状況を踏まえ、今後は、幼児教育施設と連携しながら、中学校区別に、目指す子ども像を共有した「幼小中連携カリキュラム」の策定を行い、その成果と課題を整理しながら定期的に更新・改善します。

また、高校生も含めた異年齢交流活動の充実にも取り組みます。

取組内容
①全ての中学校区においてその地域に応じた「幼小中連携カリキュラム」を策定 ②「幼小中連携の日」の充実 ③園児・児童・生徒との異年齢交流活動の充実



[13] 幼小中連携の日　幼稚園、保育所、認定こども園を含む幼児教育施設と小学校及び中学校との連携の取組

（4） 幼稚園教諭と小学校教諭の人事交流【継続】

研修や交流授業等を通して幼稚園教諭と小学校教諭の相互理解を深めます

幼稚園教諭と小学校教諭は、幼稚園教育要領等で示されている「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を共有し、幼児期の学びを児童期の学びにつなぐ幼小連携の取組を推進することが必要です。

しかしながら、本市では、幼稚園教諭が児童の教育をしたり、小学校教諭が園児の保育をしたりする機会はほとんどなく、互いの理解が進まないのが現状です。

このような状況を踏まえ、幼稚園教諭と小学校教諭が、幼児期・児童期の教育を見通すことができるように、初任者研修などを活用して、幼稚園教諭が小学校に、小学校教諭が幼稚園に支援員として研修を行うなど、互いの保育・教育の理解を深めるための取組の検討を進めます。

また、幼稚園教諭免許と小学校教諭免許を併有する人材を採用するなど、それぞれの保育・教育に対する理解を一層深める取組を推進します。

取組内容
①幼稚園教諭及び小学校教諭が相互に学ぶ機会の創出 ②幼稚園教諭免許と小学校教諭免許を併有する人材の確保



（5） 豊かな体験につながる幼稚園施設の一体整備【新規】

幼小連携モデルとして、幼稚園、小学校、中学校施設の一体整備など様々な検討を行います

幼稚園は、幼児の主体的な生活や活動が展開される場であることを踏まえ、自然や人、ものとの触れ合いの中で子どもの好奇心を満たし、自発的な活動としての遊びを引き出すような環境の充実を図る必要があります。

市立幼稚園においても、子どもたちの豊かな体験につながる教育環境を整備するため、園の魅力化につながる検討を行います。

具体的には、幼児期と児童期以降の学びの連続性を持たせるとともに、教諭や幼児・児童・生徒の交流活動を促進し、人事交流等による相互理解を深めること等を目指し、本市ならではの新しい幼小中連携モデルとして、施設の改築時期に合わせた幼稚園、小学校及び中学校施設の一体整備等の検討を行います。

取組内容
①施設の改築時期に合わせた、幼稚園、小学校及び中学校の一体整備など様々な検討を実施

	R4年度 (2022年度)	R5年度 (2023年度)	R6年度 (2024年度)	R7年度 (2025年度)	R8年度 (2026年度)
①整備等の検討	検討				

施策4　家庭教育支援等の充実

（1） 幼児教育相談の充実【拡充】

幼児の発達や就園・就学に不安をもつ保護者に対する相談支援体制を強化します

現在、主に「未就園児の会」の機会にプレ集団生活や季節行事への参加など家庭でできない体験を通して、就園への不安感を解消し、期待感をもって就園につながるよう、保護者や地域の方からの就園・就学に関する相談や、子育てに関する相談に対応しています。

今後は、「未就園児の会」を充実させるとともに、小学校の勤務経験のある退職教員を幼小連携支援員として各園に配置し、就学に関して不安のある保護者等への相談支援体制の強化を図ります。

また、各園に「ことばの教室」や「あゆみの教室」の指導員を配置し、ことばや行動面などの発達に不安のある幼児やその保護者が、身近な場所で気軽に相談できる場や保護者同士の交流の場として活用できるよう、子どもの発達や教育相談体制を整備し専門的立場から助言を行うとともに、必要に応じてより専門性の高い支援機関につなげる取組を推進します。

取組内容
①未就園児とその保護者を対象とした「未就園児の会」の充実 ②幼児や保護者の不安に対応するための幼児教育相談体制の充実

	R4年度 (2022年度)	R5年度 (2023年度)	R6年度 (2024年度)	R7年度 (2025年度)	R8年度 (2026年度)
①「未就学児の会」の充実	充実				
②幼児教育相談体制の充実	充実				

（2）スクールソーシャルワーカー等の派遣【新規】

幼児に関する保護者の悩みや不安などに対応する相談体制を充実します

小学校及び中学校においては、いじめや不登校をはじめ、生徒指導上の諸問題の積極的予防及び解消のために、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの派遣を行っています。

今後、市立幼稚園に、幼児や保護者の心理に関する支援のためにスクールカウンセラーを派遣するとともに、福祉に関する支援のためにスクールソーシャルワーカーを派遣し、子どもたちを取り巻く環境の変化に伴い多様化するニーズに対応できる相談体制を整備します。

さらに、県警におけるスクールサポーターの巡回相談や支援機関とのネットワークの構築など、関係機関とより緊密に連携を図ります。

取組内容
①スクールカウンセラーの派遣 ②スクールソーシャルワーカーの派遣



（3） 保護者への子育てや子どもの発達に関する情報提供【拡充】

特別支援教育に関する保護者への周知啓発を行います

小中学校では、新入学児童生徒の全ての保護者に発達障害等の特性の理解や、学校で取り組んでいる支援や相談機関を紹介する「特別支援教育リーフレット」を毎年配布するとともに、本市のホームページに掲載し、特別支援教育について市民の理解を促進しています。

幼児等の保護者には、「ことばの教室」や「あゆみの教室」に関する案内リーフレットや募集のチラシ等を市内の幼児教育施設等を通して配布したり、本市のホームページに掲載したりして周知を行っています。また、各区役所において、特別支援教育に関する就学に向けての説明会を例年行っています。

今後は、教育委員会と各区の保健子ども課等関係部署が連携しながら、保護者への更なる理解促進につながるような周知の方法を検討していきます。

取組内容
①特別支援教育に関する保護者への情報提供や周知啓発

	R4年度（2022年度）	R5年度（2023年度）	R6年度（2024年度）	R7年度（2025年度）	R8年度（2026年度）
①保護者への情報提供・周知啓発	検討	情報提供・周知啓発			

（4） 預かり保育[14]・給食の継続実施【継続】

現在実施している「預かり保育」及び「給食」を継続実施しながら、多様化する子育て家庭への支援について検討します

「預かり保育」及び「給食」について、旧城南町の隈庄幼稚園では、合併前の昭和39年度（1964年度）から「給食」を、平成5年度（1993年度）から「預かり保育」を実施してきました。

隈庄幼稚園における「預かり保育」及び「給食」については、旧城南町との合併協議において継続の必要性が示されていることや保護者のニーズが高いことから、今後も継続して取り組んでいきます。

また、隈庄幼稚園以外の市立幼稚園5園についても、「預かり保育」を継続して取り組んでいきます。

今後は、教育上の課題や民間への影響等を慎重に見極めながら、預かり保育の拡充や食育の推進等、多様化する子育て家庭への支援やニーズに対応していくことで、市立幼稚園の魅力化と定員の充足を図ります。

取組内容
①全ての市立幼稚園における「預かり保育」の実施及びあり方検討 ②隈庄幼稚園における「給食」の実施及び他5園のあり方検討

	R4年度（2022年度）	R5年度（2023年度）	R6年度（2024年度）	R7年度（2025年度）	R8年度（2026年度）
①預かり保育の実施及びあり方検討	継続実施・拡充の検討				
②隈庄幼稚園における給食の実施及び他５園のあり方検討	継続実施及びあり方検討				

[14] 預かり保育　幼稚園が教育課程に係る教育時間の終了後に希望者を対象に当該園で子どもを預かる保育

参考資料

保護者アンケート概要

1 目的

特別な教育的支援が必要な子どもの保護者ニーズを把握し、更なる特別支援教育等の充実を図る。

2 アンケート依頼先

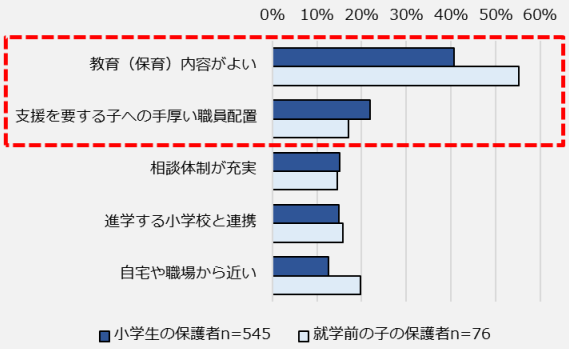
対象	対象者数	回答数	回答率
通級指導を利用する児童、特別支援学級、特別支援学校に在籍する児童の保護者	2,189人	545人	24.9%
ことばの教室、あゆみの教室、児童発達支援ルームを利用する園児、特別支援学級に在籍する園児の保護者	306人	76人	24.9%
全　体	2,495人	621人	24.9%

3 実施期間

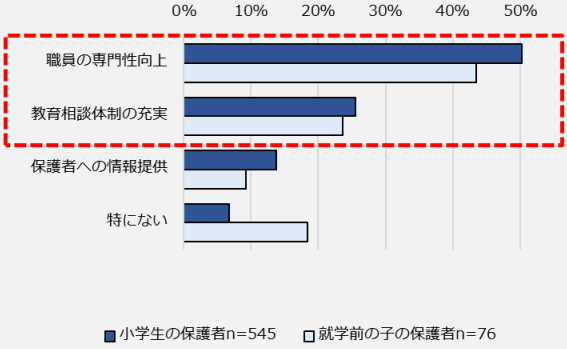
令和2年（2020 年）8月31日～9月14日

アンケート集計

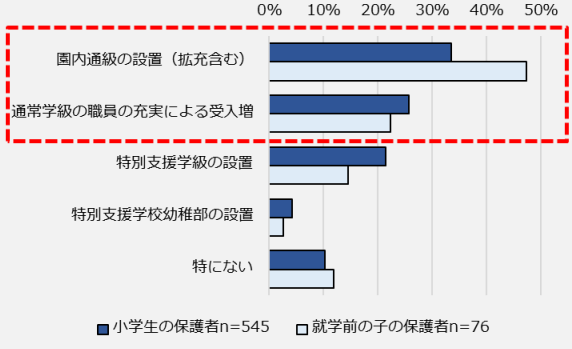
①入園を検討する際に重視したもの



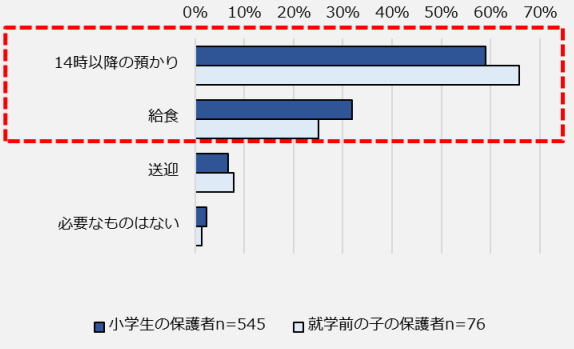
③特別支援教育の充実を図るために市に取り組んでほしいこと



②特別支援教育の充実を図るために市立幼稚園に求めること



④14時以降の保育や預かり、給食、送迎のうち、最も必要なもの



市立幼稚園における特別支援教育等に関する検討委員会設置要綱

制定　令和3年3月24日教育長決裁

（趣旨）

第1条　この要綱は、熊本市附属機関設置条例（平成19年条例第2号）第3条の規定に基づき、市立幼稚園における特別支援教育等に関する検討委員会（以下「委員会」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

（所掌事務）

第2条　委員会は、次に掲げる事項を審議する。

(1)　市立幼稚園における特別支援教育等に関すること。

(2)　前号に掲げるもののほか、教育委員会が委員会において行うことを必要と認めた事項に関すること。

（組織）

第3条　委員会は、20名以内の委員によって組織する。

2　委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

(1)　学識経験者

(2)　市立幼稚園代表者

(3)　市立代表者

(4)　市立小学校代表者

(5)　市立あおば支援学校長

(6)　関係団体代表者

(7)　福祉施設代表者

(8)　保護者代表者

(9)　公募委員

(10)　前各号に掲げる者のほか、教育委員会が適当と認める者

（任期）

第4条　委員の任期は1年以内とする。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員長及び副委員長）

第5条　委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により選出する。

2　委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3　副委員長は、委員長を補佐し、委員長が欠けたとき、又は委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条　委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。

2　会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3　議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、関係者に会議への出席を求め、その意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

（会議の公開）

第7条 会議は公開とする。ただし、熊本市情報公開条例（平成10年条例第33号）第7条に掲げる情報に該当する情報について審議を行うとき、又は委員の発議により出席委員の3分の2以上の多数で公開が不適当と議決されたときは、これを公開しないことができる。

（庶務）

第8条 委員会の庶務は、教育委員会事務局教育総務部学校改革推進課において行う。

（補則）

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和3年3月24日から施行する。

市立幼稚園における特別支援教育等に関する検討委員会委員名簿

		氏名	所属団体・役職等
1	委員長	亀井 裕子	平成音楽大学こども学科長 教授
2	副委員長	菊池 哲平	熊本大学大学院教育学研究科 准教授
3		豊田 由加里	向山幼稚園 園長
4		齊藤 みどり	京塚保育園 園長
5		梅田 博子	秋津小学校 校長
6		西 正道	あおば支援学校 校長
7		伊藤 大介	熊本市私立幼稚園・認定こども園協会 会長 （第二幼稚園 園長）
8		矢野 理絵	熊本市保育園連盟 理事 （くほんじこども園 園長）
9		勝本 映美	熊本市社会福祉施設連合会 会員 （福祉型児童発達支援センター済生会なでしこ園園長）
10		野口 将宏	市立幼稚園・後援会連絡協議会 会長
11		宇治野 諒子	市民（一般公募）
12		松葉佐 正	子ども発達支援センター 所長

市立幼稚園における特別支援教育等に関する検討委員会　開催状況

会議	開催日時	内 容 等
第1回	令和３年 （2021 年） 5月21日（金）	・委員委嘱 ・諮問 ・検討委員会の趣旨説明及び今後の進め方 ・市立幼稚園の現状と課題について説明
第2回	6月18日（金）	・市立幼稚園における特別支援教育の充実について
第3回	7月9日（金）	・幼小連携について ・幼稚園教諭等の資質向上について
第4回	7月30日（金）	・市立幼稚園における特別支援教育の充実について ・本検討委員会報告書（案）とりまとめ
第5回	8月12日（木）	・本検討委員会報告書（案）とりまとめ

諮問

教 改 発 第　０００２４ 号
令和３年（2021 年）５月２１日

市立幼稚園における
特別支援教育等に関する検討委員会　委員長　様

熊本市教育長　遠藤　洋路

市立幼稚園の特別支援教育等の充実について（諮問）

熊本市立の幼稚園が、本市の幼児教育の質の向上のために担うべき役割について、貴委員会のご意見を賜りたく、ここに諮問いたします。

１　諮問事項

子ども一人一人の自立や社会参加に向けた特別支援教育の推進、適切な指導及び必要な支援を行う幼稚園教諭等の資質向上や小学校以降の連続した学びにつながる幼小連携の取り組みの推進において、熊本市立幼稚園が地域の拠点施設として果たすべき役割について

２　諮問理由

幼児期は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであり、また、学校教育の始まりとして、義務教育及びその後の教育の基礎を培う極めて重要な時期です。

そのため、全ての子どもたちが健やかに成長できるよう、幼稚園や保育所、認定こども園等の施設形態や設置主体の違いにかかわらず、幼児期から質の高い教育を提供することの重要性が高まっています。

また、幼児教育を行うにあたり、特別な配慮を必要とする子どもの増加に伴い、一人一人の子どもの発達過程や特性、身近な環境に配慮した幼児教育の推進が重要です。

本市の市立幼稚園においても、子ども一人一人の自立や社会参加に向けた特別支援教育の充実、小学校以降の連続した学びにつながる幼保小連携の推進など、質の高い幼児教育の提供及び本市の全ての子どもたちの健やかな成長を育む環境の充実などが求められています。

こうした状況を踏まえ、市立の幼稚園が果たしていくべき役割について、貴委員会の意見を求めます。

3　報告書を希望する時期

令和３年（2021 年）８月頃

市立幼稚園における特別支援教育等に関する検討委員会報告書【概要】

はじめに

○幼児教育の重要性　幼児期は生涯にわたる人格形成の基礎を培う極めて重要な時期であり、この時期に計画的・意図的によりよい教育環境を構築し、遊びを中心とした生活を通して、幼児一人一人の特性や発達段階に応じた支援を行うことに幼児教育の役割がある。

○社会背景　近年、都市化や少子化により遊ぶ機会の減少、地域のつながりの希薄化による地域教育力の低下など、子どもを取り巻く環境は大きく変化するとともに、特別な配慮を必要とする子どもが増加している。

○国の動向　平成 29 年（2017 年）、「幼稚園教育要領」「保育所保育指針」「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」が同時に改訂され、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を明確化するとともに、幼小連携の大切さも示された。また令和元年(2019 年)10 月から幼児教育・保育の無償化制度がスタートした。

○検討の概要　熊本市教育委員会では、これからの市立幼稚園のあり方について、特別支援教育の充実を中心に据えた市立幼稚園のあり方の見直しを行うため、令和 3 年（2021 年）市立幼稚園における特別支援教育等に関する検討委員会を設置し、5 回にわたって議論を重ねその考え方をまとめた。

諮問事項

子ども一人一人の自立や社会参加に向けた「特別支援教育の推進」、適切な指導及び必要な支援を行う「幼稚園教諭等の資質向上」や小学校以降の連続した学びにつながる「幼小連携の取り組みの推進」において、熊本市立幼稚園が地域の拠点施設として果たすべき役割について、検討を依頼された。じめに

1　市立幼稚園の現状と課題等

(1)歩み　熊本市では、明治 20 年（1887 年）に初めての市立幼稚園として「熊本幼稚園」が設立され、その後、8 園となり、平成 30 年（2018 年）3 月末に古町幼稚園と熊本五福幼稚園を民間移譲し、現在の 6 園となった。

(2)園児数の減少　市立幼稚園の園児数については、昭和 53 年度（1978 年度）の 1,462 人をピークに年々減少を続け、令和 3 年度（2021 年度）は 279 人となった。（令和 3 年（2021 年）5 月 1 日現在）

(3)特別な配慮を必要とする幼児　市立幼稚園において、特別な配慮を必要とする幼児を受け入れる割合が増加し、令和 3 年度（2021 年度）は 6 園の平均で 14.3%となっている。園によっては特別な配慮を必要とする幼児を 2 割以上受け入れているほか、外国籍の幼児も受け入れている。

(4)施設の状況　市立幼稚園の園舎は、昭和 41 年（1966 年）～昭和 61 年（1986 年）に建築され、ほとんどが建築後 40 年～50 年近く経過している。

(5)ことばの教室　昭和 58 年（1983 年）に熊本五福幼稚園に幼児言語治療学級を設置し、現在は「ことばの教室」として、構音障害や吃音など、ことばの課題の改善を図ることで心と体の望ましい成長と発達を促すことを目的に、年長児を対象として通級による指導を行っている。
○令和 3 年度（2021 年度）は、184 人の希望者に対し 161 人の受け入れを行った。

(6)あゆみの教室　令和元年（2019 年）4 月に川尻幼稚園にあゆみの教室を開設し、学校教育を見据えた指導を行うとともに、小学校への円滑な移行を促すことを目的に、集団参加や人とのかかわりなどに不安のある年長児を対象として通級による指導を行っている。
○令和 3 年度（2021 年度）は、35 人の希望者に対し 32 人の受け入れを行った。

2　市立幼稚園が担う役割と具体的取組

「熊本市教育振興基本計画（令和 2 ～ 5 年度）」の基本理念である「豊かな人生とよりよい社会を創造するために、自ら考え主体的に行動できる人を育む」の実現に向けて、自分の良さや可能性を認識するとともに、自分自身やあらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、未来を切り開き、持続可能な社会の創り手となるための基礎を培うために、熊本市全体の幼児教育の振興を図っていく。

そのため、熊本市ならではの取組として実績のある「ことばの教室」「あゆみの教室」の拡充を中心とした「特別支援教育の充実」、幼児期から小学校までの円滑な就学のための「幼小連携の推進」、幼児教育を支える専門性と指導力を兼ね備えた人材の育成のための「幼稚園教諭等の資質向上」、幼児の健やかな育ちの基盤となる「家庭教育支援の充実」に取り組んでいく必要がある。

Ⅰ　特別支援教育の充実

(1)	通級指導教室の拡充	・熊本市ならではの取組として実績のある「ことばの教室」「あゆみの教室」を全ての市立幼稚園に拡充 ・小学校施設等を活用しながら全ての区にも拡充し、希望する全ての幼児を受け入れる体制を整備
(2)	特別支援クラスの設置	・インクルーシブ教育システムの理念を踏まえ、障害の有無に関わらず共に学ぶ体制の整備 ・学級定員の見直し、複数担任制の導入、職員体制の充実等による集団の中の個別支援の充実
(3)	並行通園	・児童発達支援事業所等と幼児教育施設の並行利用にかかる通園モデルの実践研究 ・教育と福祉・家庭をつなぐ連携コーディネーターの配置
(4)	児童発達支援事業所との連携	・児童発達支援事業所等と幼児教育施設の情報共有のあり方等にかかる連携モデルの実践研究

Ⅱ　幼小連携の推進

(1)	幼小接続カリキュラムの充実と活用促進	・幼小接続カリキュラム（「アプローチカリキュラム」「スタートカリキュラム」）の更なる推進と活用 ・全ての中学校区における「幼小中連携カリキュラム」の策定
(2)	幼稚園教諭と小学校教諭との連携	・「3つの資質・能力」「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」の共有と幼児期・児童期の教育を見通す力の育成 ・幼稚園教諭と小学校教諭が相互理解を深めるための実践研修
(3)	異年齢交流活動の充実	・家庭や地域で不足しがちな異年齢交流の充実 ・園児・児童・生徒の交流を通して児童生徒が子どもへの理解を深めるための体験の機会提供
(4)	「移行支援シート」 「就学支援シート」の活用	・「移行支援シート」「就学支援シート」の有効性及び活用方法の周知啓発 ・保護者の同意が得られない幼児の引継ぎに係る情報共有のあり方や個人情報の取り扱いの整理
(5)	「就学支援プログラム(仮称)」の開発と指導者育成	・就学支援ノウハウを「就学支援プログラム（仮称）」として体系的に整理 ・幼児教育施設への就学支援ノウハウの情報提供

Ⅲ　幼稚園教諭等の資質向上

(1)	専門研修・派遣研修の充実	・幼児教育に携わる全ての教職員の資質向上 ・特別支援学校教諭免許の取得促進及び専門研修、派遣研修の充実
(2)	中核人材の育成	・高い専門性を有する人材の採用や特別支援教育に関する専門性を深く学べる人材の育成 ・公私・施設類型を超えた一体的な研修の企画・実施及び園内研修の充実に向けた支援
(3)	巡回相談	・特別な配慮を必要とする幼児への関わり方や指導に関する相談支援 ・「移行支援シート」「就学支援シート」等の作成支援

Ⅳ　家庭教育支援の充実

(1)	保護者等への理解促進	・特別支援教育に関する保護者等の理解促進及び相談窓口の周知等に関するリーフレットの作成・配布
(2)	幼児教育相談の充実	・就園・就学及び子どもの発達に不安のある保護者の相談に対応する相談窓口の設置 ・スクールソーシャルワーカー等の専門家の派遣や関係機関との連携による保護者支援